

国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会（第6回）

平成29年12月7日

【課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会の第6回会議を開催したいと思います。本日は、皆様お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。私、事務局の国土交通省国土政策局総合計画課国土管理企画室の小浪と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議の冒頭に、本日の会議の公開について申し上げます。国土管理専門委員会設置要綱の5にありますとおり、会議は公開されることとされており、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点について、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。なお、カメラ撮りにつきましては、恐縮ですが、冒頭のみでお願いいたします。

また、続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず座席表と議事次第、そして資料1、第5回における委員からの主なご意見。あと、資料2、ご意見・論点に関する補足資料。資料3として、資料3-1、宮崎県綾町、河野様からの提出資料、資料3-2、新潟県上三光清流の会代表の小柳様からの提出資料、資料3-3、宮城県の鳴子の米プロジェクト、上野理事長からの提出資料となっております。あと、参考資料として、前回の専門委員会でも提出しました「国土管理専門委員会」における検討趣旨・主な論点、あと並行して開催しております2つの専門委員会を含む各専門委員会の検討状況の簡単な報告資料、あと当委員会の委員名簿と設置要綱、最後に「これからの時代の地域デザイン」というパンフレットをご用意しております。

資料について、もしご不備がございましたら、会議中でも結構でございますので、事務局までお知らせいただければと思います。

また、審議の中でご発言をいただく際には、職員がマイクをお持ちしますので、そちらを使ってのご発言をお願いいたします。

また、本日は、浅見委員、一ノ瀬委員、広田委員及び山野目委員は所用のため欠席とのご連絡をいただいております。本日は、合計6名の委員の方にご出席いただきまして、国土管理専門委員会設置要綱の4に定められております会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことを申し添えます。

また、今回宮崎県綾町、新潟県新発田市、宮城県大崎市からいろいろな取り組みのご紹介

をしていただくということでわざわざお越しいただきました。どうもありがとうございます。それぞれご説明いただく方について、簡単にご紹介させていただきます。

まず、宮崎県綾町ユネスコエコパーク推進室主任主事の河野円樹様です。

【河野主任主事】 河野です。よろしくお願いします。

【課長補佐】 新潟県新発田市からお越しいただきました上三光清流の会代表の小柳繁様です。

【小柳代表】 小柳でございます。どうぞよろしくお願いします。

【課長補佐】 宮城県大崎市鳴子からお越しいただきました、NPO法人鳴子の米プロジェクト理事長、上野健夫様です。

【上野理事長】 上野です。よろしくお願いいたします。

【課長補佐】 これ以降の議事運営は委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、これより先、カメラによる撮影はご遠慮いただきますよう、お願い申し上げます。

では、よろしくお願いいたします。

【中出委員長】 それでは、第6回の国土管理専門委員会を始めさせていただきたいと思っております。

本日、お手元の議事にありますように、これまでと異なりますか前回の主なご意見に対しての事務局の対応等補足資料を含めてご説明いただいた上で、3つの事例紹介をお願いしております。それを踏まえて意見交換をしたいと思っております。

前回の委員会の最後に、ちょっと2時間では時間が短い、議論が消化不良だということで30分延ばさせていただいて、皆様からご快諾いただきましたので、今日の会議は4時半までを予定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。議事次第をごらんください。まず事務局からの説明、それから地域の取り組みの紹介の後、議事に入らせていただきます。

では、事務局からまとめたいただいた資料について、まず説明をお願いいたします。

【国土管理企画室長】 事務局の国土管理企画室長の藤原と申します。座らせて説明させていただきます。事務局でご用意した資料について、一通りご紹介させていただきます。

まず、資料1でございます。これは前回第5回の委員会でもいただいたご意見でございますが、詳細の紹介は省略させていただきますが、今回ご用意しました資料に係る部分もございますので、そういったところを中心にご案内させていただきます。

まず、(1) 検討対象について、前回、所有者不明土地の問題が最近報道などもされておりますが、こういったところでどういった議論があるのかというお話がございました。資料を用意しておりますので、この後ご紹介させていただきたいと思います。

続きまして、計画推進部会のもと、この国土管理専門委員会のほかの専門委員会もでございます。こちらの検討内容につきましても関係が深いものもあるので、検討状況について紹介してほしいというお話がございました。こちらについても、参考資料2としてご用意しております。

前回、主たる議論の内容でございましたが、「主体」、「土地」、「仕組み」の視点及び課題についてでございますが、こちらにつきましましては今後第8回での取りまとめに向けまして、こういった内容を参考とさせていただくこととして、扱わせていただきたいと思います。

2ページ目に入らせていただきまして、事例についてで、前回の会議では事例ガイドという事例のガイド集、パンフレットをお配りしてございましたが、こちらについて自治体にどういった利用がされているのか紹介をというお話がございました。こちらについても資料2-3としてご用意してございますので、後ほどご紹介いたします。あと、事例の体系化、対策の進め方につきましては、今回ゲストスピーカーの方お三方にお越しいただきまして、この後プレゼンをしていただくことになってございます。

また、(4)でございますけれども、国土利用計画の市町村計画のフォローの関係で、広域的な視点についても考えなくてよいのかという点について、ニュージーランドの計画を例にお話がございました。こちらにつきましても、資料2-2としてご用意していますので、この後ご紹介させていただければと存じます。

続いて、資料2-1、所有者不明土地の問題です。今回これを詳しく議論することが主題ではございませんので、今いろいろ報道などされているところでございますが、ごく簡単にかいつまんでどんな動きがあるのかをご紹介させていただきたいと思います。

おめくりいただきますと、今主な動きとしまして国土交通省、法務省、農林水産省、林野庁などで動きがございますので、ごく簡単に資料をご用意しました。

おめくりいただきまして、3ページでございますが、まず国土交通省では国土審議会の土地政策分科会の下に特別部会を設けておりまして、こちらで所有者土地不明問題について議論の場を設けているということで、本専門委員会の委員でもいらっしゃいます山野目先生が部会長で、あと中出先生にもご参画いただいているということでございまして、スケジ

ジュールにございますとおり、先日12月5日に中間取りまとめの案ということで諮っていただきまして、こちらの内容に沿って、次のページ以降でご紹介させていただいております。また、来年以降は人口減少社会における土地制度のあり方についても検討する予定となっております。

おめくりいただきまして、議論されている内容でございますが、まず大きく上の段緑の部分と下の段水色の部分に分かれまして所有者不明土地を円滑に利用する仕組みとして、収用手段の合理化・円滑化という内容と、こういった収用制度の対象とならない公共的事業につきましても、利用権を設定する中で5年程度の利用権を設定できないかといった議論がされております。また、下の2でございますけれども、所有者の探索を合理化する仕組みとしまして、公的書類を調査することができるようなことなどが議論されているところでございます。

おめくりいただきまして、今申し上げました公共的事業のイメージとしましてはこういったことが想定されているということございまして、この国土管理専門委員会で扱われる事例などでも、この公共的というところでは関連してくることもあろうかと思っておりますので、ご参考までにこちらのほうもご紹介申し上げます。

続いて、おめくりいただきまして法務省でございますが、法務省では民法、不動産登記法を所管しておりまして、そういった観点からさまざまな取り組みをしております。大きくは、6ページの下段、これまでも行ってきました相続登記の促進などに係る取り組みですとか、おめくりいただきまして、ご案内のとおり相続登記がなされていないおそれのある土地が随分あるということで、こういったことについて働きかけを行っていくような取り組みですとか、あるいは税制の特例などの要望も今法務省で進めていること、あと一番下でございますけれども、登記制度・土地の所有権のあり方などについても今研究会を設置して、議論をこれから進めていこうという状況にあるということでございます。

続いて、農林水産省につきましては8ページでございますが、農林水産省では農地の中間管理機構に農地を集約していくといった取り組みをしておりますが、共有持ち分の過半がわからないような不明土地などが、所有者不明などでわからないような場合であっても、5年間の利用権を設定することができるという制度が農地法で手当てされてございましたが、こちらについてももう少し使い勝手がいいようにということで、例えば5年という期間を延ばすとか、そういった論点も含めて必要な法案を次期通常国会に出す方向で検討を進めていこうというところでございます。

続いて、9ページ。林野庁でございますけれども、今報道などでご案内のとおり森林環境税などの議論がされてございますが、そういった中で市町村に森林管理を委託していこうという方向性が示されているところがございます、こういった中で下の、森林所有者から市町村への矢印の下側の赤い字の※の1という部分でございますけれども、所有者不明の場合であっても一定の手続を経れば委託はできるということで、これについては10ページに簡単なスキームが書いてございます。事実上の管理者の判断で委託することができるスキームを今検討していらっしゃるということでして、こちらのほうも制度化に向けた検討を進めていらっしゃるという聞いております。

こちらにつきましては以上でございます。

続きまして、資料2-2でございますが、ニュージーランドにおける計画ということで、資源管理法に基づく計画というのがございます。おめくりいただきまして2ページでございますが、ニュージーランドでは上の枠の3つ目でございますとおり、11の広域自治体（regional council）と61の地方自治体（territorial authority）ということでございますけれども、人口規模なんかも勘案しますとおおむね都道府県あるいは市町村なんかに相当するかと思うのですが、こういったところについて資源管理法に基づく計画がつけられているということございまして、次の3ページでございます。

ニュージーランドの空間計画の制度としましては、この資源管理法に基づく計画というのがございまして、広域自治体レベルでの「地域方針文書」と、地域自治体レベルでの「地区計画」ですね、こういったものがつくられているということでございます。

おめくりいただきまして、ニュージーランドでは1980年代以降空間計画のあるものでどんどん地方の方に権限が委譲されるということが進みまして、こういった中で今の制度があるということでございます。具体的にどんな計画をつくっているかということは、次の5ページでございますけれども、リージョンレベルではおおむね指針性のある計画ということで、土地利用、水資源、エネルギーなどの包括的な計画として定性的な目標設定などを主に行うような計画内容になっているということでございます。

続いて、地区計画でございますけれども、こちらは逆に包括的な空間計画図まで策定するような形で非常に測地的な内容になっており、リージョンレベルとディストリクトレベルで役割分担をしながら計画制度ができているという内容でございます。

こちらについては以上でございます。

続きまして、2-3でございますが、事例ガイドのパンフレットの配布・利用状況という

ことですが、こちらはお示ししたとおり、都道府県などを經由して配ったりしてございますが、まだまだ普及などの余地はあろうかと思っておりますので、もしアイデアがあればそういったことも踏まえながら、さらなる普及を図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料3は飛んで、資料4を事務局からご用意しております。この後、ゲストスピーカーのお三方から事例の発表をしていただきますが、その後本日ご議論いただきたいポイントというのをまとめた資料でございます。一番上の白丸でございますが、今年度第5回から第8回の検討事項ということでございまして、人口減少下の国土管理のあり方につきまして、複合的な効果をもたらす施策、選択的な国土利用等を多様な主体による国土の国民的経営のもと推進する上での課題と対応についてご議論を主にいただきたいという中で、まず本日(1)でございますが、ご紹介いただいた取り組みに関する質疑等がございまして、さらに(2)でございますけれども取り組み事例などを踏まえた意見交換として①から④まで4点掲げておりまして、①としましては、前回第5回専門委員会でも「主体」、「土地」、「仕組み」のそれぞれの視点から取り組み事例などを通じて整理をしていこうということで、次のページ別紙1以下にそれぞれ3つの視点からどういったことがあるのかということを書き連ねておりますけれども、前回いただいたご意見をさらに書き加え、こういった中にさらに追加、修正すべき課題などがあればご議論いただきたいというのが①でございます。

続いて、②でございますけれども、今この3つの切り口で整理はしてございますが、さらにまだ抜け漏れのある大事な視点があるということであればご議論いただきたいというのが②。あと、③でございますが、取り組み事例について掘り下げて調査・分析すべき点というのは、特にこういったところに焦点を当てるべきではないかといったご意見がございましたら、そういったこともあわせていただきたいということと、さらに着目すべき具体的な事例などがもしございましたら、そういったものもご紹介いただければありがたいというところでございます。

今、この③に関連しましては、別紙2を後ろにおつけしてございまして、今回3事例ですけれども、第7回以降もさまざまな事例を詰めながら、ご案内できるものをご案内しつつ、第8回の取りまとめにいきたいと思っております。

続いてまた1ページにお戻りいただきまして、④でございますけれども、並行してこうした施策が進められないような、管理が難しいような土地に関する課題となることにつつま

しても、来年度第9回以降の議論に向けての芽出しを第8回の取りまとめの中ではいた
きたいと思っておりますので、そういったことについてもあわせてご議論いただければと
いうことでございます。

後ろのほうにつけたものは、前回の会議でご提示した事例などについての紹介でござい
ます。

事務局からの説明は以上でございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

事務局からの説明に対する質問やご意見についても、3つの事例をご紹介いただいた後
にまとめて行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、これからゲストで来ていただいている3つの事例のご紹介をお願いしたいと
思います。

まず、資料3-1について、宮崎県綾町からお願いしたいと思います。よろしくお願
いします。

【河野主任主事】 それでは、宮崎県綾町役場から、私、綾町役場のユネスコエコパーク
推進室というところから来ております河野からご紹介させていただきます。

皆さん、資料の3-1というのに綾の照葉樹林プロジェクトの取り組みの資料をお配り
しておりますけれども、それとあわせてA4両面の資料を1枚追加で入れてございま
すので、そちらもお手元にご用意いただければと思います。

まず、綾町のそれぞれの自然環境を自然保護の事例というタイトルで資料をご用意
しております。今回、国土管理に関することということで、綾の森を守りながらそこでど
ういう地域づくりにつなげていっているかという取り組みを少し紹介させていただきます。
その上で、必ず欠かせない「綾の照葉樹林プロジェクト」というのが今10年ちょっと
続いておりまして、その取り組みを中心に今回説明をさせていただきます。

この1ページ目に載せてございます写真を見ていただくとわかるかと思いますが、綾
町というのは今人口は大体約7,200人ぐらい、総面積も9,500ヘクタールほどし
かない非常に小さな町であります。ただ、ここ数十年間人口はほぼ横ばいといいま
すか変化なしというような形で来ている町です。写真を見ていただくとわかると
おり、2つの河川に囲まれた沖積平野の中に田んぼとか畑などが少しあるぐら
いで、非常に小さな、コンパクトな人が住んでいるエリアがあつて、その奥には
山しかないというような特徴を持った町でございます。こちらにお配りしているA4
の資料の中で、「綾町の森林保護を柱とした半世

紀のあゆみ」という時代背景の資料もございますので、こちらも見ながら聞いていただくとありがたいのですが、その昔、半世紀前から綾町というのは森を中心に生活してきた地元の住民の方々と、それを伐採をする、森を切られるような問題というのが何回か過去に繰り返されてきておりました、ただ、ちょうどきっかけになった1960年代の伐採問題を機に、地元の町長が、森を切らずに残して、新たな取り組みとして有機野菜を基幹産業にした取り組みにシフトしていくことによって、森はそのまま守り続けてきた歴史がかつてございます。

ちょっと詳しくは説明すると時間が足りませんので省きますけれども、今現在日本全国で照葉樹林と呼ばれる常緑の広い葉っぱをつけるそういった林が全国各地にまだ点々と残ってはいるのですが、実は綾町には全国でも最大規模の照葉樹林というのが残されているというわけですね。その歴史は1960年代からの伐採問題のときから切らさなかったその綾町の歴史があるのですが、その途中から一番の中核にあった、森を確実に守り始めた担保措置がとられたきっかけになったのが、この綾の照葉樹林プロジェクトでございます。

2ページ目をごらんください。綾の照葉樹林プロジェクトというエリアは、綾町のほぼ山の全域が含まれております。それとあと小林、西米良、西都、国富町という周辺の2市1町1村にまたがっているエリアです。ちょうど宮崎県の中心部に当たる位置になります。こちらが一番の特徴は、綾町の森というのはほとんど、町の面積の8割ぐらいがもともと森林で占められています。その中のさらにほとんどが国有林で占められていたりするので、九州森林管理局、国の管理機関とあと宮崎県の県有林も含まれておりますので宮崎県、地元の綾町と自然保護団体である自然保護協会と地元で活動している民間の団体である「てるはの森の会」という5者が連携をしてこの森を守る活動というのを進めております。

3ページ目に、その構成が載っておりますけれども、もともと日本全国でも最大規模で残されている照葉樹林、非常にそれ自体は貴重な価値があるのですが、それを守ること、そして復元していくこと、それを一番の目的としまして、5者でそれぞれの森づくりを進めております。さらに、森を守ることによって地域の人たちがどういう暮らしに恵みを受けてそこで暮らしていけるかということに、地域づくりの支援ということも一つの目的として2005年にスタートしたプロジェクトでございます。対象は3ページに書いてあるとおり9,500ヘクタールの国有林、県有林、町有林がそれぞれ対象エリアとなっておりまして、右側にあるこの5者でそれぞれ毎月1回調整会議を行いまして、年に2回連携会議

といって、ちょっと上の方が集まる会を行っております。なので、年14回会議を行って、それぞれ綾の森づくり、保護・復元に関しての議論を進めているところでございます。

次のページをめくってください。綾プロの基本方針。どんなものかといいますと、実は綾の照葉樹林というのは全国でも最大規模の照葉樹の面積が残っているとはいえ、その奥のほうは結構人工林に既に置きかわっているところがございます、そうではない、まだ残っている保護林とかまとまって残っている林を中心に、その間で少しずつ間伐を行いまして、その周辺からどんぐりが自然に生えてきて、それで天然更新で森が復元していくと、そういう復元方法を基本的な考え方として持っております。

次のページ、5ページ目をごらんください。今現在特にまとまって残っている森林エリアというのが、ここの保護林の新設というところに書いております、まず大森岳植物保護林と掃部岳植物群落保護林、並びに有名なつり橋があるんですけれども、その周辺に広がる「てるは郷土の森」というところ、あとはその奥に広がっている一番大きな綾森林生態系保護地域という4つの保護林を設けております。

次のページ、6ページ目をごらんください。この4つの保護林をつなぐように、緑の回廊構想といまして、保護林の間をそれぞれ動植物が移動して広がっていけるような、そういう間の部分をちゃんと森として復元していきましょうという取り組みです。この面積について約2,200ヘクタールの緑の回廊をつくっていくということを今目指して動いております。

7ページ目をごらんください。ちょうど先ほど紹介した番号で言うと1、2、4、7の保護林と、その間に挟まれている部分3、5、6というゾーンとが照葉樹林へ復元するエリア、そしてその周辺では環境教育エリアとして環境評価などで使えるエリアも設けておりますし、その周辺にはも持続的な林業活動ができるようなエリアが残されております。

8ページ目をごらんください。そうしたエリアを含めて、最終的に100年ぐらいかけてこの森を、保護林の間をつないで全体として非常に大きなまとまりのある森に戻していこうと、そういったことが取り組みの一番のポイントでございます。

9ページ目をごらんください。ちょっと駆け足になってしまっただけで申しわけないですが、1982年ごろの植生図と2011年ごろの植生図を見比べてみると、保護林になっているところは、若干ですけれども広がっているような感じがしております。2005年からこの綾の照葉樹林プロジェクトを始めておりますので、今後うまくいけば保護林が少しずつ大きくなって自然植生が、照葉樹林が回復していくのではないかとということで、今動い

ているところです。

次の10ページ目をごらんください。私のいる綾町役場の部署の名前になっているユネスコエコパークについても紹介します。綾はこの森を守る活動が非常に長く10年以上続けておりまして、守るべき保護林とその周りの復元するエリアというのがしっかりとゾーニングがつけられておりました。そのゾーニングされた守るべきエリアと、それを守りながら川下のほうで人が暮らしてきたという、非常に長い歴史がありますので、そのあたりが認められまして、ユネスコエコパークというものに2012年に登録を受けております。もともとユネスコエコパークというのは、地球上で非常に大事かつ、重要な自然は守りつつ、その周辺、流域に生活する住民がそこで持続的に暮らしていくことができるような、持続可能な経済活動ができるような場所をモデル地域として設けましょうということでユネスコが定めた地域ですので、そうした地域に綾町が非常に合致しているということで、綾ユネスコエコパークとして2012年に登録をされました。ユネスコエコパークには、核心地域、緩衝地域、あと人が住むエリアの移行地域というのが必要なのですが、綾の場合、核心地域、緩衝地域のエリアは綾プロエリアそのものになっております。

こうしたことで、2012年からはユネスコエコパークとしての綾の取り組みというのもまた新たにスタートしたわけなのですが、11ページをごらんいただくと、核心地域、緩衝地域、つまり綾プロで森を守る活動をしているエリアについては、非常に今までもいろいろな取り組みがされてきたのですが、一方で移行地域、人が住むエリアについてはどういった計画が必要かということで、一応2015年には環境省からの補助金をいただきまして、生物多様性地域戦略というのを綾町独自でつくっております。これに基づいて、地元の下流側に住む人たちがどういう生き物とのつながりの中で生きていくかということを実感してもらって、森とのつながりを理解していただくようなガイドラインをつくっております。

さらに、次の12ページをごらんいただきたいのですが、森づくりについてですね。実は先ほども申し上げましたけれども、綾の奥のほうの森はほとんど国有林になっているのですが、実は人が住んでいるエリアの周辺にも民有林が結構ございまして、そういったところを将来どう整備していくかということをして5年に1度、今度の2017年度中に森林整備計画の見直しというのをやっておりまして、それもこのユネスコエコパーク、人と自然の共生する理念に基づいた形で見直しを行っているところでございます。今年度中に新しくゾーニングも決まって、森林整備計画というのでき上がるという予定です。

最後のページ、13ページをごらんください。綾町は今までさまざまな取り組みをしてきたんですけれども、やはりその中で一番根幹になっているのは綾の照葉樹林プロジェクトでございます。森を守ることが担保されたことで、そこで生活する人たちの生活の基盤が守られていますので、そこから広がるさまざまな取り組みに発展して広がっていているわけですね。今現在ではそれがユネスコエコパークの取り組みであったり、生物多様性地域戦略に関する取り組み。それが最終的には綾町の持続可能なまちづくりとして展開していている、そういう流れになっています。

最後、駆け足で申しわけないのですけれども、A4のプリントをお配りしている裏面(注:資料3-1・15ページ目)をごらんください。ここに綾町の森を守る活動と、そこに生活する人たちがどういうふうなこれまでの歴史のもとで築き上げてきたかということがはっきりわかるチャートを用意しております。綾は、実は日本で最大規模の照葉樹林が残っているとは言っていますけれども、照葉樹林そのものは、かつては日本の至るところにあったわけですね。その森がもつ自然の恵み、人がそこで暮らしていくための糧をその場でずっと本来日本人というのは恵みを受けて生活してきたわけですが、綾町の場合は、先ほどの最初のページにもありましたとおり、ほとんど山しかない小さな町です。山の恵みを受けて生活せざるを得なかった。つまり、守られた森は奥山といいますか自然に近い原生林という印象より、どちらかというとも里山に近い、昔から人がそこで使ってきた歴史が非常にあるわけですね。

綾は、限られた自然をどういうふう利用すればそこでちゃんと地元の人たちが暮らせるかというのを半世紀前からそこで町長はじめ気づいて、無理のない形で、例えば森からの恵みをそのまま生かして、それを例えば農業に反映させる、使う、もしくはそこから得られる文化、発酵する技術を用いて、例えば染織物、藍染めなど工芸が盛んになったり、木工品が非常に有名になったりとか、あとは自然環境を売りにした観光産業であったりとか、空気を求めてくるためのスポーツ合宿の誘致なども行っております。さらに、森を守れば水は持続的にもうずっと流れ出てくるわけですから、その水を使ってお酒をつくっていったり、そういった産業に反映させていくと。そういったことで、半世紀ずっと無理のない形で、使えるわずかな資源をうまく使ってここまで町としてやってきているわけですね。それが今現在ユネスコエコパークに登録された最大の理由でもありますし、綾の照葉樹林プロジェクトという森を守る活動があったからこそ、この地域にこの循環がいまだに続いているということで、綾の取り組みが、今のところは非常にうまくいっている、そういった理由が

この1枚に凝縮されております。自然を守ることでそこからの恵みを最大限利用している。それで今につないでいるというのが綾の地域づくりの特徴です。

最後ちょっと防災とかそういったそういったことにも触れてほしいというようなコメントがありましたので、例えば（綾より奥の上流域にダムが出来たことも関係しているものの）綾町では森を守ったことで昔ほど川が氾濫したりとか洪水が起こったりとか、そういったことが少なくなってきたといわれています。ですので、森が守られれば生活も守られますし、安全な暮らし、それも守られてくる。そういったことにもつながってくるのではないかと思います。最後ご紹介して、私の説明を終わりたいと思います。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、議論は先ほど申し上げましたように、最後にしたいと思いますが、今ほどのご紹介に対して質問がございましたら、若干ですけれども承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【中村委員】 ありがとうございました。自然林に戻していくという営みって大事だと思うんですけども、片方でそうしてしまうと林業をやる森が逆に減っていくといったような、過疎化を進めてしまうようなことって起きてはいないですか。つまり、人工林を自然林に戻していく過程の中で。

【河野主任主事】 人工林を自然に戻していく過程、人工林になっているところもほとんどが国有林です。それを戻していくのは国が中心で、綾の照葉樹林プロジェクトって行っていますので、比較的考え方としてはシンプルで、国有の人工林の部分を照葉林に戻していくというのがほとんどです。ちょっと先ほど紹介する時間がなかったんですけども、昔は、1960年代以前は、非常に林業としては盛んな地域だったんですね。おっしゃるとおり、林業で生活を成り立たせている方が非常に多かったんですけども、それはあくまでも国有林を伐採するときに地元の方が労働者として雇われるような形で入ってきたもので、国有林を切らなくなった時点でその労働者はもう山から出てくるしかなかったんですね。そうしたときに、それでも食べていけるようにじゃあどうしたらいいかということ考えたのがこの有機農業にシフトしたタイミングだったんですね。1960年代後半から当時の郷田町長が林業でも食べていけなくなるわけだから、そこから先は新しく、自分たちで食べる分は自分たちでちゃんとつくってやっていきたいと思いますということにシフトしたので、今の基幹産業としては農業があって、林業はその農業を成り立たせるための大事なバックボ

ーンとして残すというようなバランスでうまく成り立っているということになっていると思います。

【中村委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして資料3-2にもとづいて、上三光清流の会の小柳さんからご説明をお願いします。よろしくをお願いします。

【小柳代表】 上三光清流の会の小柳でございます。

資料は文字ばかりでちょっと読みづらいので、活動の実態ということで話を聞いてください。

上三光清流の会は、農水省の農地・水保全管理支払交付金の活動をもとに平成24年に設立しました。たまたまお前が代表をしるということで、この交付金は農村資源の管理を専業農家だけじゃできなくて非農家も一緒になってやりなさいという制度なんですね。そのための交付金なんですけれども、よくよく考えてみると、それ（交付金申請）をやれる集落がどこまで続くだろうと。（交付金の申請を）やって（構成員に）金を払うんじゃないくて、集落がやれるのがどこまで続くかという、集落の現状があるわけです。その（原因の）1つは、兼業（農家）からの離農が増えて、世代断絶によって農村文化が衰退していく中で、コミュニティーが変容してくるといふのと、学校が統廃合していく中で、コミュニティーの核が薄くなってくると、なかなかそういう連携もとれなくなってくるとか。新発田市、私どもが住んでいるところは背景に里山がありまして、そこは往時はずーっとたばこ畑だったんですけれども、一気にそれをやめると耕作放棄地が増える。そうすると、鳥獣害が出てくるということで、平成に入って猿被害があつて、昨今はイノシシというようなことで、そういうふうにとんどん集落環境が悪化してくる中で、年寄りが頑張ってもどうなのという話になるわけです。

そうすると、この衰退する農村をどうしようということで、僕はそのときにまず農村再生が大事なのだらうということで、そこを考えました。だけれども、この交付金は農村再生のための交付金でなくて、あくまでも農村資源を守るための交付金で、農村再生は独自で考えなければいけないわけです。そうすると、自分たちが例えば森林・山村多面的機能発揮対策交付金を使うとか、耕作放棄地の補助金を使うとか、いろいろなことを考えながらマネジメントしていかなきゃいけないくて、そこで今日に至っています。農村って何なんだろうということになると、農村はもともと受け継ぎと「結い」でやってきたんですね。家督を受け継ぐ

という、農業は家督ですね。この家督が非農家になってくると、家督を受け継がなくて（農地の）放棄に至ってくるわけですね。「結い」というのも、自分の都合があるとなかなかまとまらないという話になって。確かに大規模農家はいい、経済性はいいよという経済産業省的な発想がありますけれども、実際に農村って誰のためでどういうふうになっているのとなると、農村というのはみんな資源とつながって成り立っているわけです、「結い」もそうですし。

その資源とつながって成り立っている農村が資源とつながらなくなった、人とつながらなくなったということが一番の大きな農村の問題で、そうすると、農村って新興住宅化していくわけですよ。新興住宅化したら、こんな不便なところに住んでいるんだったら町へ出たほうがいいよということになるんで、どんどん人口流出が始まってくるわけですから、じゃあ僕たちはどうしようかな、ということで掲げたテーマが持続可能な農村ということで、それをテーマにしました。

持続可能な農村って何なのという話になるわけですが、そうすると、地域的資源と人がつながって、自然循環の中で共生していくということなんだろうと。自然循環の中で共生していくってどういうの？ということで、僕はそこで自分の中でいつも言っているのは、農村は命のテーマパークだよと。生き物とつながって作物とつながって人とつながるんですよ。そこに人間的情緒があるんだよというようなことで、そこでつなげるキーワードとして考えたのが、体験と共有ということなんです。

最もばらばらになっていく（集落の）一番大きな背景は、価値観が多様化して体験と共有化がなくなったから、なかなかまとまりにくくなっていくわけですから、その体験と共有をキーワードにしようということで、じゃあ農村にはすぐれたコンテンツがありまして、実は農業体験ってすぐれたコンテンツなんです。そこには、資源と食や風土や歴史、文化、知恵とかいろいろなコンテンツが集まっています、今の若者にはないコンテンツが凝縮されていて、じゃあこのコンテンツを使って交流を促進すれば、集まった中でまたいろいろな発見があるだろうということを考えてみました。

もう一つは、私自身もそうなんですけれども、活動を代表するに当たって地域のことをよく知らないんですね。なぜかというと、地域の資源というのは田んぼもそうですけれども、用水の前に川があって取水口があって、いろいろな資源装置の中に営まれていまして、それが実は災害を防いでいるところもあって、全くそういう背景がわからないというか、わからない世代になっていくわけですよ。今の若者になると、山を知らない、川を知らない、集落

を知らない、資源知らない、隣の人も知らないっていう話になるわけですから、そんな中でどうやって持続可能な農村になるだろうと考えて、そこで見つけた答えが集落に見える化しようということで、農村資源を共有するためにGISを導入しました。もともと農村というのは、自助・公助・共助の3つの安全保障の中における共助的な役割が非常に多くて、共助というのは「結い」があってその「結い」の中で皆さんが協力し合っているわけですから、「結い」の根底である情報共有をどうするかということで、そこでGISを使って可視化しました。

農業体験は非常に、やはり効果がありまして、まず生き物調査をすると資源に気がつきます。そうすると、ビオトープつくろうっていう話になって、ビオトープをつくると今度はまた地域の環境問題に興味が出て、その辺にある耕作放棄地なんかひどいよねって、ちょっと見苦しいから参加者に見せるのが嫌だよねっていうことになると、今度はじゃあ耕作放棄地何とかしたいねというような話になりました。今ビオトープは最初1反歩でしたけれども今3反歩ぐらいになって、最終的に農村公園にしたいなって勝手に思っています。そういうふうに耕作放棄地がなくなってくると、今度は里山に目が向いて、あそこがすごく荒れているねという話になります。どちらかというとならぬ鳥獣害対策を真っ向勝負するんじゃないで、そういう体験の共有から裾野を広げていったということです。

あと、大事なのが、自分たちがコンテンツを使って農業体験をやっていると、その中で自分たちのところから見ている田んぼのすぐ脇に農道があって、そこから佐渡が見えるんですけども、佐渡の見える丘っていう名前がついたり、その農道の食堂が青空レストランになったり、そういうふうに今度ブランディングできると、そこからまた自分たちが誇れるスポットになっていってちょっとおもしろいとなると、今度そこから「次に何する？」という話になって。そういうつながりから広がっていったというのはあります。

そういうふうになっていくと、不思議なもので、地域の人でも何か申しわけなさそうに自分の木を切ったり、整備したり、そういうことが起こってくるわけですね。何かアメリカの窓割れ理論の逆なんですけれども、実はそういうことがあるなということで、中には自分で河川の近くに公園をつくって、それが今水辺のオアシスになって農業体験のときに水辺のカフェとして使ったりして楽しんでいます。そういうふうに地域が非常に活性化していく。それじゃあ、10年後どうするかということで、今日も傍聴に来ていますが、地域おこし協力隊を呼びましょうということで、実は農業体験に参加された人が上三光を好きになって参加しているということがあります。

あと、集落の見える化なんですけれども、実は農地の所有者、耕作者、用水路、取水口、地域の歴史文化、電気柵がどこに張ってあるとか、耕作放棄地がどこにあるのとか、全部そういうの見える化するんですね。見える化するとどういうことになるかということ、これしよう、あれしようといったときに（情報を）共有できるんで、非常に合意形成につながりやすくなって、集落の活動マネジメントには有効なツールになるわけです。また、今度行政に対しても、うちの集落はこうなんだよ、ああなんだよというときに、それがプレゼンとして使えるんで、今では非常にすぐれたツールで、あと2016年に地域住民の方に地域の見える化アンケートということをやったんです。これは農地、農道、水路、生活環境など70項目に分けて全部実態調査をしますと、ああ、なるほど、集落にいても集落にいないんだという人がいるんですね。なぜかと言ったら、職場が町のほうだと帰って寝てるだけです。その人たちと同じ地域を語っても当然違うんです。そういうことが要するに見える化でわかってくるということで、非常にやっぱりこれは大事なツールです。

鳥獣被害は、本当に厄介な問題で。実は平成23年から新発田市の山沿いに、ずっと、平成の万里の長城と呼んでいるんですけれども、電気柵をだあーとつなげていますけれども、それは補助金でやったんですが、管理は管理でもって集落格差がやっぱりあるんですね。何で集落格差が起きるか、あるいは対策が難しいかということ、実は住民の温度差と合意形成の難しさって集落には必ずあるんです。多様化してくると、まとまらないということなんです。それは被害度が違うし、理解の仕方も違うし、土地所有に対する意識も全く違いますし、当事者意識も全く違うというポジショニングと、あとは鳥獣被害に対して意識と認識が非常に欠けている。これはやっぱり鳥獣被害は往々にして作物被害カウントをやりませけれども、そうじゃないんですね。安全保障としてどうなのという国土管理の問題の視点が欠けていて、それが共有性を阻んでいるというのが一つあると思います。

だから、鳥獣被害防止活動というのは、野生鳥獣の侵入防止や駆除が目的なんですけれども、実は問われるのは集落力とコミュニティーのあり方で、あなたの集落はどうなのと。私はいつも言うんですけれども、そこにも書いてありますが、外的な脅威に対してどのようにして村を守るのかということに関しては、黒澤明の映画の「七人の侍」に出てくる山賊と集落の関係です。「七人の侍」（のなかで他力本願の集落が自ら立ち上がる）、ここにヒントがあると思うんですけれども、そこは集落でも行政でも考えていかなければいけないんだということだと思います。

鳥獣被害防止対策をする上で一番大切なのは、どういう集落にしていくのかと。基本的に

は、集落はどんなふうなあり方でいくのかということが一番大事だと思います。そんなことがあって、どうしても自分たちが、自分たちの暮らしから見ているんじゃないで、これは鳥獣の立場から集落を見ようということで、予防医学と同じなんですけれども、集落環境診断をしました。集落環境診断をすると獣の立場から人間社会を見ることができて、どこに問題があるかということになるわけですね。そういうことでワークショップをやった結果、土地所有者の利害関係や住民の負担というのはあったんですけども、そこがネックになっていたんですけども、そこで合意形成がなされて、前に進んで非常に大がかりな里山整備につながりました。これは皆さん本当に頑張って環境整備をしました。

あとは、自己管理できない所有者の農地が邪魔になっていた問題があったんですが、それをみんな自己管理できない農地を預けてくれということで共同管理をしました。土地を共同管理することによって土地利用計画を立てて、今は耕作放棄地を1.5ヘクタールぐらい解消をして2ヘクタールぐらいのソバを栽培して、これも共同でやっています。あとは、畑の残渣の撤去とか、放置果樹の問題。これもそうなんですけれども、往時みんな柿を植えてあるんですね。どこもかしこも柿を植えている。誰も今は柿を食べないんです。猿しか食べない。その柿をどうするのということで、切ろうとすると、いや、俺のじっちゃんが植えたところなるわけなんですけれども、そこも合意形成で要らない柿は切りましょうと。使うのは（資源として）使いましょうということで、今その柿も資源化して食文化につなげて柿酢をつくって皆さん楽しみましょうと、そんな形でやっています。

こういう活動をやっていると、おかげさまで新発田市から上三光は頑張ってるね、じゃあモデル地区になってくださいということで、今は一緒に行政と連携したり。僕も実はNPO法人をやっていて、その獣害対策の研修会で使ったりしています。

集落環境診断、これは本当にお勧めします。集落環境診断というのは、野生鳥獣対策だけじゃなくて、里山、河川は人が手入れを行って国土利用した地域資源なんですね。この集落の現況を把握して資源を活用することで自然環境の保全ができるということは、農村文化の再生や防災・減災につながるんです。だから、自分たちの集落を知らない。この間12月に里山整備して、その脇にある川を見たら、あ、えらいなんか川がえぐれてるなということで、今度春になったら少し何かしなきゃいけないなっていう話です。これはやっぱり、集落力がどんどん低下して放置しておくとも必ず災害になりますし、荒れてきますし、鳥獣害が出るということだと思います。

本当にこの活動をする中で、いろいろな取り組みがやれて非常によかったと思っています

す。ただ、今後の問題と課題なんですけれども、どう考えても人口減少社会で集落だけでは絶対的に維持ができない局面を迎えます。それと、先ほども言いましたけれども、世代が断絶していて、農村を知らない世代が増えてくるわけです。集落でさえ農村を知らないのに都市で農村を知るわけでないし、ましてや行政のサイドでも農村を知ってる人がいなくなるわけですね。山を知らない、川を知らない、土木の仕事をして川を知らないで行政ができるわけじゃないわけですから、そういう意味でどうやって農村というものを国土保全の中に位置づけていくかということが大事なキーワードで、そのためには農村の多面的機能と共生する社会をどうやってつくっていくかということが非常に大きいのかなと思っています。

現状でいくと、山林とか農地がそうなんですけれども、なかなかがんじがらめで集落が使えなくて、対策を立てようと思っても大変なハードルがあって、ましてや所有地主がいなければ、わからなければそこがもうネックになって、まとまりのいい集落はできるんですけれども、ちょっとまとまりが悪いとみんな歯が抜けたような現況になっているんでね。そこをどうするかという問題があると思います。ですから、もっと有効にできるプログラムや制度を整備する必要があるだろうと思います。

あとは、都市と農村。先ほども言いましたけれども、村が循環するとありましたが、「川が山と海を結ぶ回廊」ということで、畠山重篤さんの牡蠣の話がありますけれども、都市も農村もどのようにして回廊としてつなげていくかと、どういうふうに共生していくかと（いうことが大切）。（本来、）地域において資源がいっぱいあって、東京には高い土地（のように資本で計るもの）しかないわけなんですけれども、農村地域の命ある資源をどうやってお互い共有していくかという共生型の社会をどういうふうにつくるかということが僕は大事なかなと思います。よく言うんですけれども、里に下りてきた猿って山に実は戻らないんですね。一旦下りてくると。人間も（山から）里に下りてきた猿と同じように（、都市に下りると）誰も地方の集落に戻らなくなるから、その集落は誰のものになるかというみんな鳥獣のものになるということです。そのあたりを国家レベルでちょっと考えなきゃいけないかなと（思いますね）。お互いがそれぞれ総合理解と共有活動、国土保全の観点も有効だと思いますし、また交流を促進することで定住化にもつながったりすると思います。

あともう一つは、集落自身の問題があって、これはそれこそ新発田市と我々も考えなきゃいけないことなんですけれども、集落が自立していく仕組みをやっぱりつくらなきゃいけないのかなということです。今みたいに交付金をもらっているいろいろな活動をしていても、金の切れ目が縁の切れ目になるわけですから、どうやって経済性と一緒に合わせていくとか、地

域、農村というのはいろいろな行政が縦割りで入っていますので、ワンストップで何か問題解決できる機能がどこかにないかとか、あるいは集落コーディネーターみたいなものはないかとか。それと、リスクマネジメントとか集落資源の活用を考えるためにはGISは非常に有効です。これは今なかなかGIS導入しようと思っても行政が壁になってできませんけれども、もしこれが協定関係を結んでGISによって地域管理ができるとハザードマップの上でも非常に有効になってくるので、これは非常にいいかと思います。

あとは、やっぱり集落マネジメント力の強化と担い手のスキルアップってこれは避けられないので、自立していこうと思えば企画もできなきゃいけない、デザインもしなきゃいけないし、あるいは交付金の活用だとかクラウドファンディングをしようとか、交流を促進しようとか、農村をコンテンツとしてどうしようかとか、それは受け継ぎだけではできないことなんで、ここはいろいろ考えていかなきゃいけないんだろうなと思っています。

以上でございます。ありがとうございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございます。

それでは、今の小柳さんのご説明に対して、まず質問だけ承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【土屋委員】 よろしいですか。

【中出委員長】 お願いします。

【土屋委員】 大変勉強になりました。

かなり基礎的なことをお聞きしたいんですが、小柳さんは代表でリーダーとして頑張られていると思うんですけども、250人という集落はかなり大きい集落だと思いますが、いわゆるサブリーダーっていうんですかね、小柳さんのもとでやっておられるような何人かのリーダーの方がおられてやっているのかというのをちょっと聞きたかったのと、あともう一点は後継者的な方はいらっしゃるのか。それから、それと関連して移住されているような方もいらっしゃるかどうか、いかがでしょうか。つまり、人材がこれから続くかっていうことなんですけれども。

【小柳代表】 (サブリーダーの存在について) 現状は非常にうまくいっていますね。というのは、もともとリーダー格であった人が、おまえ代表しておまえ事務局やっておまえ会計しろ、とって全部決めたのが、独断と偏見で決めたのが、いや、何でこいつと(一緒に)やるんだと思ったんですが、いざやってみると本当にぴったり合った仲間で、それぞれ役割があるんですね。僕は大体外に発信してプランニングしてやっていく仕事をしていて、集落

を根回しでまとめているのが事務局をやっているんで、会計は全部そういう事務的なことをやって、もう一人副代表をやっているのは、実は土地改良区の理事をやっていますんで、そういう水路とか農地に詳しくて、そういう意味ではいいスキル集団になっていると思います。

ただ、これからどうするというと、僕たちが今上手く行っているのは、物が豊かになる前の、まだ田植え休みとかある時代の、例えば遊び場がまだ田んぼや山だった時代ですから、まだフィードバックができるんですけれども、今の子どもたちになると会社どっぷりですから、そこまでできるかという非常に難しいと思うんですね。だから、人材は非常に難しくなると思います。人材は、別に企業だけじゃなくて、集落は本当に大変だと思います。だから、集落でどういうマネジメントをするかというのは、集落のあり方というのはこれからかなり考えていかないと多分無理なんだろうなと。

もう一つ、いいですか。実は、行政にも非常に問題があつて。今こそ個別所得補償と、それと例えば今半分ほど農地・水（交付金）が何かで入ってきますけれども、それまでほとんどみんな補助金って農協だったんですね。行政みんな農協に丸投げしていたから、行政に農村を知っている行政マンがいなくなっちゃって、行政が農村をわからないし。例えば農村と関わるにしても、はい、自治会長さんこれはまちづくり何とかですよとか、これは農水振興だとか、これは農村整備だとか、縦割りになっていますんで、どこが（中心になって）農村振興をしているかと。だから、結果的には自分達が集落のリーダーとして、自分達が行政に出かけて行って、自分達でマネジメントして行政を使うしかないわけですから。そういうことを、すみません、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういう意味では非常に大きな問題だと思います。

移住は、実は上三光には今現在おかげさまで空き家がないんです。地域おこし協力隊を入れるときもどうするんだっていう話があつて、たまたま新潟市に住んでいて、地元にも住んでいる方がいて、そこをあけてくれるということで今住んでいらっしゃるんですけども、やっぱり僕は集落をどんどんスキルアップして魅力的にして、人が来るようにしなきゃいけないし、できれば集落の一つ、酒飲んで泊まれて遊べる交流拠点がなきゃいけないかなと思っています。だから、そういう集落のコンテンツをどうやって共有するかと、やっぱりそういうことをしていったほうがいいかなと思っています。

【中出委員長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。

お願いします。

【大原委員】 土木研究所の大原です。ありがとうございました。

先ほどGISは使えるというお話をされていて関心を持ったんですけども、でもソフトウェアを使うのは結構スキルが必要だったりすると思うんですが、集落の方が自分で操作されているのか、何かそういうサポートをされる人がいるのか、状況を教えていただけたらと思います。

また、あとデータとかがなくてプロットしたりするのは結構大変なんじゃないかと思うんですけども、どういうデータが今後もっと整備されているといいとか、もうちょっと具体的に教えていただけたらと思いました。

【小柳代表】 ご指摘ありがとうございます。

一番苦労したのが、オルソの写真データがなかなかなくて……。

【中出委員長】 まず、GISを操作できる人がいるかどうか、先にそこだけいいですか。

【小柳代表】 ああ。GISは一応習いまして、1人やっぱりITに強い人がいて、残念ながら入力はその人だけです。今度地域おこし協力隊の彼女（注：傍聴者として傍聴）にもやってもらおうと思ってやっていますけれども。ただ、本当に今おっしゃったように、なかなかするのは大変だと思います。でも、やると本当に有効です。

【中出委員長】 あと、今言いかけたデータでご苦労されたところについても、よろしいですか。

【小柳代表】 データですね。大体データは全部県土連が持っていたり、市が持っていたりするわけですけども、みんなそれぞれ自分たちの門外不出なんですよ、なかなか、特に行政は。ただ、あれをやると、本当に自分たちの地域がどうなっているかということで、例えばここに河川のやばいところがあるよといったらマーキングしておけば、そこでもって防災になるわけですし、全部……例えば工事した場所を入れておくこともできるし、かなり集落の安心・安全な村づくりには非常に有効です。今冬期湛水もしているんですけども、冬期湛水は全部田んぼごとに全部ピックアップしてやっていますので、どこにどういうふうなことが置かれてあるかがすぐにわかってとても有効なので、集落があれを持つと自立すると思います。

【中出委員長】 世の中に存在するけれども入手しにくいデータをどうやって入手されているのでしょうか。要するに、自治体で縦割りで持っているけれども、なかなか貸し出してもらえないんじゃないかと思うんですが、それは手に入れてますか。

【小柳代表】 自治体にまず話をするでしょうか？ 必ず言われるんです。なぜおまえのところの集落だけなのって言われます。必ず壁がそこなんです。平均的仲よし主義ですから。1人だけ行くとなぜおまえのところなんだって必ず言われます。ただ、僕らの集落の場合は、もともとGISの導入に関しては、農工研とかかわって勉強していた経緯があって、それとたまたま農協の役員だったときに農協が扱っているGISで全然使っていないことというのがあったんで、そこを我々がモデルとしてちょっと写真データ何点かないかとか、そんなことで取り組んだ経緯があって。なかなか普通では難しいと思いますけれども、これは本当に行政の皆さんにはこういうものの有効性をぜひ見ていただいて、導入できるようにしていただくとうれしいと思います。

【大原委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

これで進めたいんですけども、1つだけ確認しておきたいことがあるんですが、実は資料3-2の12枚目のところに実施体制というのがあって、この上三光清流の会が活動の中心であると書いてあって、活動の主な財源に自治会費と書いてあるんですが、いわゆる既存の町内会・自治会とこの会との関係ってこのだけ簡単に教えていただけますか。そこが結構大事なんじゃないかと思うんですけども。

【小柳代表】 自治会というのは受け継ぎでずっとやってきた「結い」の象徴ですけども、我々は活動組織ですから、活動組織が頑張り過ぎたとしても自治であるものの上に行っちゃうわけにはいかないんで。だから、仲よくしてやるためには農家組合とか自治会とか、そういうものとコラボしながらやっていますが、別の組織です。

【中出委員長】 まったく別の組織なんですか。

【小柳代表】 はい。

【中出委員長】 ただ、この集落全体が構成員であるという前提だということですね。

【小柳代表】 自治会も清流の会の会員も同じメンバーです。

【中出委員長】 ありがとうございます。そのあたりがもしかしたら一つの鍵になるのかなと思って。先ほどちょっと事務局が説明していましたが、「主体（人）」「土地」「仕組み」があって、そのあたりのところがちょっと。今日ご発表いただくのは皆さんグッドプラクティスなんですけれども、グッドプラクティスだけではうまくいかないこともあって、その中から何がネックなのかということと、普通の集落とか普通のところでもできるようなものをどうやってデベロップしていけばいいのかというヒントをいただき

たい部分もありましたので、ちょっと質問させていただきました。どうもありがとうございました。

それでは、お待たせしました。最後、3番目ですが、大崎市の鳴子の米プロジェクトの上野様、よろしく願いいたします。

【上野理事長】 どうもよろしく願いします。鳴子の米プロジェクトの上野と申します。

私たちは地域の農業を地域で守っていきこうという活動をしている団体でありますけれども、地域の農業、地域と申しますが、町全体で農業というものを、農業問題を町全体で共有して、異業種間においても協力し合うことで町の農業を活性化できないかというようなことで取り組みをしております。

2枚目を見ていただきますと、鳴子温泉、東北の中心都市仙台から北東に約50キロぐらいのところにあります。東京からだと新幹線を使って約3時間で到着します。岩手、秋田、山形、奥羽山脈の全くど真ん中というところで、いわゆる分水嶺というところにあります。

3枚目をごらんください。鳴子温泉を簡単に紹介したいと思いますが、大体標高は300メートルから500メートルぐらいの地帯にありまして、いわゆる代表的な中山間地帯と言ってもいいと思います。温泉とこけしの町として東北では知られておりまして、いわゆる温泉観光地です。町の主産業は主に旅館業を中心とした観光産業でありますけれども、そのほかにもこけしとかうるしといった木地産業ですね、これも広く受け継がれております。

日本に温泉は数多くあるんですが、鳴子の温泉の特徴は日本国内に11種類ある泉質のうち9種類が湧出しているということで、隣の温泉、旅館に行くと全く違う泉質の温泉が楽しめるというのが鳴子の温泉の特徴であります。バブルの最盛期には年間200万人ぐらい宿泊するという時代もあったんですが、近年は70万人程度に激減しておりまして、観光業に携わる人たちも非常に厳しい状況を強いられているというのが現状です。

農業というところに視点を置いてみますと、標高が高くてやませの影響を非常に受けやすいという東北の気候条件もあります。さらに、耕地が狭くてということもありまして、多くの農家が小規模兼業農家であります。さらに、若者が都会へ流出したり高齢化の追い打ちもあって、私たちのプロジェクトがスタートしたころは、10年間で耕作放棄地が100ヘクタールも増えるといったような状況で、ほかの市域と比べると非常に過疎化が進んでいるといった地域と言ってもいいと思います。

さらに、国は大規模化や集約化というところを進めているわけではありますが、これらの施策は中山間地に当てはまる項目が非常に少なく、ここ地域でこれから農業を目指す

す者にとっては将来に大きな不安を抱えているというのが鳴子——鳴子に限らず日本全国の中山間地の抱える問題ではないかなと思っております。

4ページ目をちょっと見ていただきたいんですが、おととい撮影した写真です。耕作放棄地はこうして拡大していくと書いてありますけれども、この集落はかつては10ヘクタールぐらい米をつくっていた1集落だったんですが、高台に水を引くためにポンプを設置して集落で管理していたんですが、そのポンプが壊れて集落全体で米づくりをやめてしまった地域であります。現在は、集落全体で転作しておりますが、写真の左半分が町の振興作物のブルーベリーを植栽しております。私たちのところは積雪地帯ですので、ブルーベリーもこのように雪囲いをして雪で折れないように整然と管理されております。植栽して15年近くなりますので、初夏になるとブルーベリーの買い取り農園としてもにぎわっている場所なんです。が、真ん中に田んぼの畦畔だった跡がうかがえるかと思うんですが、真ん中の直線状の畦畔ですね、これを境に右半分は既に田んぼが放棄されてから五、六年がたつ場所なんですけれども、このようにスキの林になってしまっております。さらに、畦畔にはもう雑木が生い茂って、田んぼの形跡すらわからないような状況になっているというのが現状です。このように、中山間地というのは、手が加えられるとても美しい自然の風景なんですけれども、人目のつかないところであるとか利便性の悪いところから、本当がんの病魔が人間の体を侵していくように、中山間地域の農地を侵していつているというのが現状であります。

次のページを見ていただきまして、そんな環境で私たち鳴子の米プロジェクトですね、2007年からスタートしまして、今年で12年目を迎えております。3つの目標を掲げておりました活動しております。1つは、本来の農業のあり方を模索していこうということです。鳴子の地域は、先ほども言いましたが奥羽山脈のど真ん中なんですけど、太平洋側に面しておりますのでやませの影響を非常に受けやすい、農業にとっては非常に厳しい環境の気候条件です。昔は鳴子の米は牛の餌にもならないと言われた時代もありまして、鳴子で米をつくるのはあきらめたほうがいいというように言われた時代もありましたが、鳴子だってきっとおいしい米ができるはずだということで、山間地に適したコメの品種を自らの手で探し出し、しかも試験栽培をして、鳴子に合う、農業でいう適地適作という品種の「ゆきむすび」という米と出会うことができました。

2つ目は、作り手と食べ手の新しい信頼関係を構築しようということを掲げております。米づくりを農家だけの問題にしないで、観光地鳴子には欠かせない田園風景を生み出す地

域の営みと捉えて、旅館に携わる人、製造業に携わる人、それぞれに携わる人ができることをやることで地域の農業を盛り立てていこうという呼びかけをしました。そして、生産者と消費者、私たちは作り手と食べ手というふうに言っていますが、新しい信頼関係を築くべき活動を展開してきています。先ほど小柳さんもおっしゃっていましたが、田植えや稲刈りの体験交流ということを通して、作り手と食べ手の意思の疎通をするとともに、米の価値観を共有する、米に対する価値観ですね、これを共有することで、相互の信頼関係を構築してきました。

そして3つ目ですね。地域の農業を持続していくために必要な価格を提示した。全ての今の社会では小売り希望価格というのがありますけれども、農産物は市場に流れますと自分たちの意思にそぐわない価格が勝手に設定されてしまうという現状なんですけど、私たちは自分たちが暮らしていける米の価格を設定するということを行いました。勝手にももちろん価格を設定したわけではなくて、この地域で古くから行われている「くい掛け」という乾燥調整の稲作技術を復活させました。単なる米の販売ではなくて、地域に伝わる文化を米に乗っけることで、物語という付加価値を米につけました。さらに、自分たちが生産した米に対してみずから価格を設定するとともに、この価格なら地域の田園風景を守るために作り手が頑張っていけるということを積極的に消費者に伝えました。今年あたりも一般の米農家がJAに出荷すると1俵1万2,000円ぐらいの販売価格なんですけど、私たちは1俵2万4,000円というほぼ倍の価格で販売をしております。

先ほど価値観を共有するということをお話ししましたが、1俵2万4,000円というJAさんに出荷する米に対して倍の価格で販売しているというふうにお話ししましたが、実は皆さんも毎日米を食べているわけで、米がどんなふうな価格設定をされるかというのを改めて考えておくことはないかと思いますが、ちょっとだけ紹介したいと思います。1俵の米をご飯にすると約1,000杯分の茶碗のご飯になります。おにぎり1,000個というふうに考えていただいていると思うんですが、2万4,000円を1,000で割るとおにぎり1個は24円という計算になりますよね。スーパーに行くと5キロで表示されている米がよく売られていますが、例えば5キロ、今年だと5キロ1,800円とか安い米はそのぐらいですが、平均的なところをとれば新潟のコシヒカリなんかはもっとも高いですよ。5キロ3,500円の米を1俵の価格にすれば4万2,000円になります。これはおにぎり1個にすれば42円という単純計算ですね。ところが皆さんどうでしょう。コンビニでおにぎり買いますよね。150円ぐらいが平均単価じゃないでしょうか。これは1俵の単価にすれ

ば15万になるということです。ですから、私たちは2万4,000円で、農協に出荷している人の倍の価格で販売しているというふうに思ってもらえるかもしれませんが、それでもまだまだ米の価格設定というのはとても低くて、農家が米づくりを仕事としてやっているといる状況でないということを消費者に理解をしてもらうことで、価値観を共有するという活動を私たちは常日ごろ消費者と信頼関係をつくっていくために続けております。

そのほかにも、若い力の活用ということで、中学生、高校生、大学生に学びの場を提供することと、学生たちの活動の支援ということもやっております。中学生に対しましては、地域の農業の実情を知ってもらうための講演会を開催したり、高校生や大学生の農作業体験の受け入れをしたりしています。特に大学生は卒業論文を書きたいという学生が毎年たくさんいまして、農家に滞在しながら取材活動をして卒論を書いていくという学生がいます。さらに、この学生たちがこのプロジェクトの中で多くを学んで社会に巣立っていっています。私たち、東京都内で40店舗ほど展開しているおにぎり屋さん、「おむすび権米衛」という、皆さん食べたことがあるかと思うんですが、その1店舗とも業務提携しております。神田神保町にある権米衛に私たちの米を提供しているんですが、この権米衛との取引の縁を持ってくれたのも、当時卒論を書きにきた学生の縁結びがあつてということで、非常に多くの学生とネットワークをつくりながら活動しております。

もう一つ力を入れていることは、消費者への教育活動と銘打っていますが、食の哲学塾という格好いい名称なんです。要は作り手、食べ手の双方がメリットを生み出せるための価値観を共有するための勉強会を、多方面から講師を招いて開催しているという活動です。参加対象は都会の消費者だったり、例えば地元で開催するときには旅館の板長さんやおかみを呼んで、その立場の人の食の哲学を勉強してもらったりということをやっております。たまには東京に出てきて、都会の消費者にこういう農村の実情を知ってもらうための講演会をやっております。作り手と食べ手のネットワークを広げていくための活動を展開しております。

さらに、去年からもう一つ一歩前に進んだ活動をやっております。CSAという最近アメリカなどで急速に発展している農村社会を地域の人たちがサポートするという取り組みですね、これらを研究しております。今年もCSAをテーマにしたフォーラムを開催しまして、これからますます作り手と食べ手が密につながっていく活動を続けながら、プロジェクトの活動を発展させていきたいということで活動しております。

次のページになりますが、地域に根差した活動ということで、私たちの米は店頭販売とい

うのは一切なくて、全て予約による販売をしております。地元の皆さんから地元にいながら鳴子の米が食べられないという苦情が殺到しておりまして、2009年におにぎり屋を開こうということで「むすびや」を提供しました。多くの皆さんに愛用していただきまして、このプロジェクトの情報発信基地という意味合いも含めてオープンしましたが、2011年の東日本大震災の際に施設が倒壊してしまい、やむなく休業することになりました。早期の復活を考えていたんですけれども、事業の柱である米販売が原発事故の風評被害によって全く米が売れないという状況になってしまって、組織自体の存続すらも危うい状況になる中で、何とかやっぱりおにぎり屋を再開したいということで、昨年クラウドファンディングにチャレンジしました。今、私たちこのプロジェクトでは全国から約900人の皆さんに買い支えをしていただいているわけですが、多くの皆さんの支援をいただきまして、昨年「むすびや」を復活することができました。支援者らの来店とかもありまして、本当の山の中の一軒家なんですけど、大変好評をいただいております。この「むすびや」をこのプロジェクトの情報発信基地として今後も活用していきたいと考えております。

最後になりますけれども、取り組みによる効果と今後の課題ということで少し挙げてみました。12年を振り返ってみるといろいろなことがありましたが、ここに書いてある数字なんですけれども、実は先般の市町村合併によりまして大崎市という大きな市になってから、以前の小さい単位で統計がとれなくなったというか、なかなか引き出せない状況になってしまっていて、細かな数字をもう少し皆さんに公表できればよかったです、大まかなところだけ紹介したいと思います。耕作放棄地の減少ということが1つ挙げられます。「ゆきむすび」の主な生産地域であるオニクビと書いてオニコウベと読むんですが、鬼首地区において平成22年から27年にかけて耕作放棄地が73ヘクタールから59ヘクタールに減少したという数字が残っております。食べ手による適正価格による買い支えによって耕作放棄地の増加に歯どめをかけることがちょっとできたのではないかなと思っております。これは12年の活動のある意味一定の成果ではなかったのかなと考えております。

一方で、とまらない生産者の減少ということが挙げられます。平成22年から27年にかけて鬼首地区の農家数は190人から154人まで減少するなど、やっぱり減少に歯どめがかかっておりません。鳴子に代表されるように、中山間地域ではいまだに区画整理されていない圃場も多くて、大規模化、集約化というのが非常に難しいのが現状であります。平野部のように1枚1ヘクタールと区画された田んぼだったら1人で何ヘクタールもやるということが可能なんですけど、少ない人数でこういう農地を守っていくというのは非常に困難

だというのが現状であります。しかしながら、今ある先祖代々受け継いできた農地をこのまま荒らしたくないという気持ちは誰しもが持っていることで、世代交代をどのように進めていくかとか、新しい担い手をどうして確保していくかなど、作り手側の今後の課題となっております。

また、先ほどから言っておりますが、作り手と食べ手が一緒になって地域の農業を支えていくという取り組みの原点に立ち返って、両者の関係を状況に応じて進化させていくということも必要となってきたというのを痛切に感じております。進化させていくということの一例なんですけど、プロジェクトがスタートした2007年当時は、プロジェクトの米は全て「くい掛け」による米だったんですが、やっぱり高齢化によってなかなか「くい掛け」の作業が労働的にも大変だということで、それをやめることで耕作放棄地が増えるというのは本末転倒になってしまうので、一部3年ほど前からコンバインによる生産というものも取り入れております。米の価格もコンバインの米を従来の価格の2万4,000円で、「くい掛け」の価格は今米の価格が下落する中、3万円に値上げをさせていただいて販売をしているんですが、長年の信頼関係により、やっぱり消費者はいいものを、あるいはちゃんとした物語がある米が食べたいという人が多いというふうに感じておりますが、3万円の「くい掛け」の米のほうが先に予約が埋まってしまうというような実情でありまして、このような改革も含めて、今後新しい進化をしていきながら、中山間地の農業を守っていききたいと考えております。以上で終わります。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、今の上野さんのご発表、鳴子の事例に対して質問をまずお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【瀬田委員】 よろしいでしょうか。

【中出委員長】 お願いします。

【瀬田委員】 東京大学の瀬田です。大変勉強になりました。非常に先進的な活動だと思いました。

耕作放棄地が減少している一方で、農家数もなかなか減少しているという中で、活動の中心である作り手と食べ手のうちの食べ手となっている人たちが作り手にかわったり、そういった形で少しでも農家数というのが、全体としては減っていても、少し新たななり手が出てきているのか。それとも、それはなかなか難しいのか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

【上野理事長】 冒頭に紹介しましたが、鳴子の米づくり農家というのは小規模農家が非常に多くて、やめる方が出たときには周りの人が吸収していくという形で今面積は支えられています。それでもどんどん高齢化は確実に進んでいくわけで、今おっしゃったように新しい人に参入してきてもらえればとてもうれしいんですけども、それはなかなか難しく、現在まで新しく新規参入してきたという人はいません。ただ、一定の価格で米が販売できるというメリットで後継者が戻ってきたというのは少しずつ出てきています。

それからもう一つ、「くい掛け」ということをずっと守っていくための活動として、外部の支援隊の力ですね、今までは農作業体験ということでイベント的な意味合いで受け入れをしていたんですが、今年あたりから少し受け入れ態勢を強化しまして、農家側の力になるような受け入れの仕方、あるいは食べ手も表面的なつき合いじゃなくともっと農家に深く入ることで自分たちも農村を守っていくんだという意識を高められるような関係をつくっていくことで、協力関係もさらに強まるというようなことをとりあえず目指しております。

【瀬田委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

【飯島委員】 どうもありがとうございました。東北大学の飯島と申します。

2点お伺いします。1点目は、CSAの仕組みをご研究されているということですが、900人の食べ手と、個と個の関係でなされているのか、それとも何かシステム化されているのかを教えてください。もう一つは、価格設定をされていて、そのうちの一部が若手、担い手の育成のための資金にも活用されているという資料がございましたけれども、どのようになされているのか、お教えいただけますと幸いに存じます。

【上野理事長】 900人は全て個人的な、一部企業もありますけれども、さっき紹介したおにぎりの権米衛さんとか地元の旅館とも提携しておりますので、それが十数件ありますが、そのほかの850人ぐらいの人たちはほとんど個人であります。地元の人たちのみならず、北海道から沖縄までいろいろなつてでご注文というか支援をいただいております。

それから担い手の育成については、価格は現在「くい掛け」の米は3万円で販売しているんですが、農家には米の買入れ価格を2万1,000円支払っています。9,000円の部分を後継者の育成だったり組織の運営だったりというところに使っております。私たちは基本的には行政からの支援は一切受けていないので、活動費も自分たちで捻出するという

ことを念頭に置いて活動しておりますので、その辺は生産者からも理解していただいております。

【飯島委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。

確認させていただきたいのが、耕作放棄地が73ヘクタールから59ヘクタールに減少したとありますが、総作付面積がこの鬼首地区で大体どのくらいかと、そのスケール感がもしわかれば教えていただけますか。農家数が190から154ということで。

【上野理事長】 大ざっぱなんですけれども750ヘクタールぐらいあります。

【中出委員長】 750ヘクタールぐらい。

【上野理事長】 この耕作放棄地の意味合いなんですけれども、長年耕作放置されて、さっきの写真のように荒れ放題になったところを開拓してというよりは、一、二年放置されたものが作付が再開されたという意味合いのほうが強いデータだというふうに私は認識しています。

【中出委員長】 ありがとうございます。750ヘクタールで農家数が190世帯だとすると、1世帯4ヘクタール持っているっていうことは、そんなに小さな農家の集落じゃないようにも思うんですが。

【上野理事長】 750ヘクタールというのは、町全体の土地で……。

【中出委員長】 すみません、鬼首ではなくて、町全体ですか。

【上野理事長】 その集落の、鬼首地域というのは、旧鳴子町の中の一地域になりますので、鬼首地域の平均耕作面積は1ヘクタールちょいぐらいです。

【中出委員長】 1ヘクタール。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、最初に事務局から説明いただきました内容も含めて、今ご発表の内容も踏まえて、ちょっと時間があと1時間ほどですけれども、議論をさせていただきたいと思います。

資料4というのに事務局から提示されている本日議論していただきたいポイントというのがあります。今まで議論していただいている「主体」、「土地」、「仕組み」というものを踏まえて議論をしていただければと思いますが、どなたからでも結構ですので、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【中村委員】 事務局資料の質問、いいですか。

【中出委員長】 お願いします。

【中村委員】 最初に藤原さんが説明された中で、資料の2-1の5ページに書いてあるさまざまな公園利用的なものというのは、これは所有者不明の土地があった場合、こういった公園利用にしていくという意味でこの資料に載っているのですか。

【国土管理企画室長】 前の4ページの緑の上段の右側に(2)という部分がありまして、土地収用法の対象となるような事業が左側の濃い緑の部分ですが、そういったものの対象にならないような薄い緑の右側のような公共的事業とここでは書いてありますけれども、こういったものに対して例えば5年などの一定期間の利用権を設定できないかということとして、その公共的事業というのはどんなものであるかということについては、次の5ページ、例えばというイメージでこういったものを今想定しているということで、具体的にこういったものが当てはまるかというのはこれからの議論となってくるようでございますが、こういったものを例えば対象としてこの薄緑の部分のようなスキームの制度ができないかということは今検討していると承知しております。

【中村委員】 ということは、例えば放置されたような家屋が問題になるようなことがニュース等で報道されていますよね。その場所を例えば5年間なりお借りするかどうかというのは、本人の承諾を得た上で壊すみたいなことまで考えておられるんですか。

【中出委員長】 これは所有者不明土地なので。

【中村委員】 でもそういうふうになにか建物があるケースが多いですよ。

【中出委員長】 建物がある場合には、これは除外ですね。

【中村委員】 除外なんですか。

【中出委員長】 除外というか、おとといその部会があったんですが、基本的には本当の更地が前提で、補償の対象になるような、算定しなきゃならないものはそもそもちょっと無理だろうということになっています。

ここでは、5ページ目の上は、収用対象事業だけでも収用対象のできる適格者である公共ではないようなNPOであったり地域コミュニティーであってもそういうことができるようにしたいというのが上で、下は収用対象のものじゃないけれども、この辺がちょっとまだこれから詰めなきゃならないところのようですねけれども、地域住民等の福利の増進に資する施設については、やはり一定の期間を区切ってそこを使えるようにしたいということで、収容適格でないものであっても、もう少し土地を有効利用できるような方法を考えたいということがこの特別部会での趣旨です。

空き家はまた別ですよ。空き家はまた全然違うところで議論されています。

ほかにかがでしょうか。

【土屋委員】 よろしいですか。

【中出委員長】 お願いします。

【土屋委員】 事務局のほうで「人」と「土地」と「仕組み」ということになる、おそらく「仕組み」になるのかと思うのですけれども、ちょっと3つ今回ご報告いただいた方にそれぞれお聞きしたいところもあるんですが、やっぱりこういういろいろな活動をしていくときは、中核となるような組織が非常に重要だと思うんですが、綾の場合というのはそういう組織がいろいろあるというんですけれども、一つやっぱり核になっているというのは役場の中のエコパーク推進室でしたっけ、が大きいと思うんですね。ちょっと実は河野さんと前からおつき合いをさせていただいて聞いた話を繰り返すんですけれども、生物多様性地域戦略をつくられた後、土地利用計画的なのいろいろな部署にあるんですけども、それを推進室、河野さんが中心になっているいろいろなところに出ていっては説得を繰り返して、それでそれぞれのところに計画の中に文言としてかなり多様性に関連して入れていただいたというお話をお聞きして、すごく大変だったというお話をお聞きしたんですけれども。そういうのって横串を入れるということが、推進室があるということによってできたのかどうかというのは非常に重要だと思うんですね。ちょっとそれをお聞きしたいというのが1点です。

それとあと、2つの例の方にはどちらも、これは先ほど委員長もお聞きになったことと関係するんですけれども、いわゆる集落の自治会組織とかそういうのではないし、おそらく鳴子の場合はもうちょっと大きい組織だと思うんですけれども、NPO法人であったり任意団体であったりして、いわゆる行政区だったり自治組織じゃないですね。やはりそういうところがあることによって動きやすくなる部分っていうのがあるのか。それはしがらみとちょっと別な動きができるというのでいいのかなと思うので、それをどうお考えかというのをお二方にお聞きしたいところなんですけれども。

【中出委員長】 じゃあ、まず河野さんからお願いできますか。

【河野主任主事】 まず、この推進室ができたことでどんな効果があったかというんですけれども、2012年ユネスコエコパーク登録の後の2014年にこの推進室が役場内にできまして、個別に一つの課のような形で独立しているんですけれども、それまで確かにもう本当に縦割りといいますか農業に関する部署はそこだけというような形で、連携という

のはほとんどなかったような状態です。

この推進室ができたことで、最初はそれこそ兼務職員を入れたりとかいろいろな試行錯誤をしていった中で5年間いろいろやってみて、結局今の推進室が中心になって事務局になってほかの課をつなぐような形で回すことが一番現実的ではないかということでした。この地域戦略についてもそれぞれ担当部署の課のほうに我々が出向いて打ち合わせ、会議等にも参加をさせていただいて、一緒にその計画を練り込んでつくっていくというようなことで、以前に比べるとかなり、横串とまではっきりとまだそういう成果、実感はあまりないんですけども、今までに比べれば少なくともより柔軟な動きができるなどは思っております。

【中出委員長】 お願いします。

【小柳代表】 活動しやすいのは多分NPOのほうが活動しやすいんでしょうけれども、僕らは任意団体です。任意団体でも自治会組織とか農家組合みたいに農業と自治の関係者が構成員になっていますので、非常に合意形成がとりやすく動けるということで、単なる任意団体であればなかなか大変だと思っています。

自治会も2種類ありまして、選挙によって選ばれた自治会長はというふうになりますと、長期政権になって独善的になる傾向が高くて、僕らのところは回り番といって1年交代の自治会長で、このいい点は誰もが参加できることによってボトムアップが図れる。ただし、そのかわり前例主義に陥りやすく、問題解決型にはなかなかならないということで、どちらかというとならやっぱり集落の合意形成の中には新しいことをすることにおいては集落の抵抗感がありますので、どうしても前年どおり、前年どおりということになって形骸化していくのが自治会で、ただ、行政の窓口が残念ながら総務省系は自治会なんですよね。僕らは自治会じゃないんでなかなか難しく、実は地域おこし協力隊を導入するときも、活動母体の僕らのほうで手を挙げてやりたいねといったけれども、窓口が自治会になるわけです。自治会は1年交代ですからもう一回また話しなきゃいけないということで、そういうのがあります。

それでもう一つ農地の問題、農業委員会がありまして、農地は農業委員会しか知らないケースがあり、自治会も手出しができない。また、たまたま農地を誰か欲しいということで、そういう集落の人のついでで集落じゃない人が百姓したいとか農地を利用したいと言って集落に入ってきて、そこはいいんですけども、その人の熱意が冷めて高齢化してだめになると、耕作放棄地になってしまうんですね。次、誰がするのといって後継者がいなくて、今度

その相続の問題で集落が手出しができないっていうことになります。よく流動的に農地を（活用しよう）っていうんですけれども、資源と暮らしがあるから農地がそこで守られているわけですから、人が入ってくるとこれは大型スーパーのスクラップアンドビルドと同じように都合のいいときは来るけど、都合が悪くなると手を引くということになるんで、農地のあり方は非常に難しい問題だと思っています。そんなものでいいですか。

【土屋委員】 はい。ありがとうございます。

【中出委員長】 では、上野さん、お願いします。

【上野理事長】 私たちは米の販売が主な組織の活動になっておりますので、本来であればJAさんが担うべき仕事だと思うんですが、私たち独自の販売戦略というか、いわゆるうちのほうというか鳴子地域では農協が最近あまり積極的に営農指導をしたりとかということをしなくて、どんどん農家自体が農協離れをしていっているというのが現状ですよ。

そんな中で、本来あるべき小さな農協の役割を担っていくのが私たちの務めかなというふうな思いもあって活動しています。ただ、私たち今29人の構成メンバーでやっていますので、全体からしてみれば米が高く売れるのでみんなが参加するのかなと思えば決してそうでもなくて、そこには「くい掛け」をしなければならないという義務があったりするものですから、みんながみんなそういうふうに参加してくるわけではないんですけれども、ここでもやっぱり小規模兼業農家というのが構成員のほとんどを占めているので、主業でやっている人たちでないものですから、どうでもいいって言う人たちが結構いるんですよ。その農業がなくても飯を食うには困らないという人たちがいるので、小柳さんのところも同じだと思うんですが、なかなか意思を統一するのが農村地域もいろんな人たちが、多種多様な人たちが生活するようになってきているので、難しくなっているというのが現状だと感じています。

【小柳代表】 ちょっと一言いいですか。

圃場の問題なんですけれども、私どもの多くは特別栽培米ということであぜには除草剤を使わないで毎回毎回草刈りをしています。（一般的に）田んぼを見てもらうと、先ほどもおっしゃったように非常に管理が悪いのから良いのから様々あります。ただ、それが流通に入るとまぜこぜになりますので、生産者の顔が実は見えないんですね。だから、どうやって本当は価格をつけていくかというのは、今おっしゃったみたいに自分みずからつけていかないと評価されない。みずからつけるためには消費者に伝えなきゃいけないということで、非常に生産者と消費者が遠い関係の中で米というものをどうやって守っていくかというの

は非常に難しい問題だと思います。

【中出委員長】 どうもありがとうございます。

今、土屋先生の主体の組み合わせというか重複の関係というのは今後結構大事かもしれないなくて、主体がいろいろな役割、1人の人がいろいろな役割を果たすだろうということだと思いますので、私が思うには、例えば長野県の戸隠という、今はもう長野市になっていますが、あそこはすごい観光地であり、なおかつ山岳信仰の宗教地であり、そういう意味では中山間地の農家っぽいところもあるとすると、その人たちってほぼ全ての構成メンバーが観光協会みたいなものにも関係していて、なおかつ山岳信仰を支える人にもなっていて、もちろん町内会にも入っていて、なおかつ商工会かあるいは農協かなんかに入っていてというような形で、そういう中でいろいろな活動をやろうと思ったときに、どこかの活動主体がやろうと思ったことが、さっき河野さんが横串が通るということを言われましたけれども、そういう意味で言うと人が媒介になっているけれども横串が通るようになるいろいろなことがやりやすくなるのは事実だと思います。そういう意味で、今日お二方、NPOだ、NPOじゃないという型は別として、既存の組織にプラスアルファで風通しをよくしていただいているんだと思いますし、逆に役所のほうがそういう意味で言うと本当にサステナブルかどうかというのはなかなか難しいかもしれないと思う。

もちろん、役所じゃなくてもサステナブルかというのは、それこそ大変なところはお苦勞があると思いますが、役所も熱心な方がやっているうちはものすごくいいと思うんですが、要するに自分が嫌われても隣の課とかに文句言ってやってもらえるような担当がいるうちはいいけれども、そのあたりのところがだんだんやっばり調整しなくなりてくるとかということになると大変なことになると思うので、そのあたりの主体の議論というのは、先ほどちょっと私申し上げましたが、今日来ていただいている方々は皆さん事例としてはグッドプラクティスなので、なるべく普通、平均ぐらいのところでもやれるようなものにしていかないと、なかなか日本全体で国民的経営というふうにはならないと思うので、ちょっとそこらあたりのところで、今日いただいたものからもヒントをもらえればと思っています。

G I Sっていうのは多分非常にいいアイデアなんですけれども、G I Sは今価格的にはかからないけれども、人間の労度は相当かかるので、それをいじれる人ってうちの研究室、学生は全員使えるんですけれども、僕と准教授は使えないとかね、そういう状況になっていますから、これこれやってっていうアイデアは出るんですけれども。今、森林や農地のG I Sが世の中にはあるんだけど、ちゃんと使っている自治体ってすごく少ないのは、やっ

ぱりそれを使える人が少ないからですよ。そのあたりのところも、今後そういうものを、それを使える担い手を育てていくにはどうやってやればいいのかというあたりを今日もちよっとヒントをいただいたような気もいたします。

ほかの方、いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

【中村委員】 何も名案もないんですけれども、どうも農業に関して2人のことを聞いてみると、やっぱり一番ネックになるのは次世代かなと、後継者かなという感じがして。今の、高齢の方々が頑張っているという良い事例だと思うんですが、次の息子さんとか後継者が来てくださっている部分はすごい明るい話だと思います。何かその辺の、例えば交付金を使われているときも含めて、今の交付金の与え方、例えば先ほどおっしゃっていたような中山間地直接支払とか農地・水環境とか、私も何かそんなものの評価に入ったこともあったんですけれども、そういうもので少なくとも次世代がうまく食っていけるようなことができないでしょうか。地域に来て、またもう一度農業として新しい人材が育つような環境になるのか、いや、それは無理だろうか。そうならば、どんな制度があればそういった次世代が持続的に来て新たな地域ができていくのか。

この前たまたま自然再生専門家会議というので、岩手県の久保川イーハトーブという、知勝院という樹木葬をやられているところを訪問しました。大変勉強になったんですけれども、変な話なんですけど、明らかに樹木葬が一つのビジネスとして求心力になっている。樹木葬といってもさまざまなものがあるんですけれども、あそこの場合は本当に自然に戻すような形で、実際東京の人たちがそこに来て墓をつくっていくというようなそんな中で一つのビジネスモデルができていて、大学の研究者もそこに行っていますいろいろな方がそこに来て、また新しい人がそこに住んだりという、一つのエンジンになっているようなところもあったんですけれども。何かそういうものが形成できないと難しいかなという感じもしていたものですから、ちょっと難しい質問になるんですけれども、今のままでとやっぱり人口が落ちていく。でも、何かこういう制度があれば後継者が育つような、そんなアイデアがもしありましたら教えていただきたいですけれども。ないですかね。

【小柳代表】 戦後ずっと東京なんですね、目的は。明治までは地方があったわけで、明治というか江戸まではですね。ずっと東京で東京にみんな何かあるという経済になっていまして、おいしいものをつくっても東京に出そうとか、佐渡沖のマグロも飛んで東京に行くわけなんですけれども、今日も東京駅についてご飯を食べたけれどもとてもまずかったんです

が、やっぱりおいしい米を食べるってなかなか難しいんですね。というのは、流通が非常にブラックボックスになっていることと、生産者と消費者が非常に遠くて、僕は農村の良さはやっぱり農村に来てもらって何ぼなんぞだと思います。だから今みたいな流通システムでは経済合理性で儲かればいいわけですから、命は次なわけです。やっぱり農村の一番（のこだわりとして）、皆さんが米守ってるとか、農地を守ってるっていうことは、受け継ぐ命の中に大事なものが経済よりもあるっていうことを自分自身がわかっているからやっている話なんだと思いますので、そこをどうやって知ってもらおうか。ですから、農村そのものが自分たちのコンテンツをどんどん発信していかなきゃいけないんで、やっぱりそういう意味では情報発信が大事なんだろうと思います。そういう情報発信をできるような交付金というか、農村に来てもらう交付金とかあればいいですね。今は違うんですよね、制度としてつくって、あれやこれやとその交付金に僕ら合わせてるわけです。そうじゃあなく現場に合わせた交付金ってできないものかな、それはやっぱり資源を活用する上で非常に大事なのかなと思っています。最終的にはそのことによって国土保全、守られるわけですから。彼ら（鳴子米プロジェクト）もやっぱりみんな付加価値も考えています。だから、本当あれですよ、米なんて安いですよ。

【上野理事長】 そうですね。

【小柳代表】 そう思います。

【中出委員長】 上野さん、よろしければ何か。

【上野理事長】 うちも長男があと2年ぐらいしたら実家に帰ってくるという話をもらっているんですが、受け入れる私としてはうれしい反面やっぱり非常に不安もあります。というのは、私の住んでいる集落も17戸の集落なんですけど、今は私たちの世代がみんないるんですが、あと10年先を見ると結婚していない人がいたり、年寄りしかもういなかったりというのが現実で、多分集落の人口が半減してしまうということになりますね。そういうところが多分日本全国多いと思うんですが、今まで中山間地の農業というのは集落全体で水路を維持してきたり、田んぼを維持してきたりというのがあろうと思うんですが、それがやっぱり人手がなくなってしまうと維持管理ができなくなるという問題が大きな問題になってくるんじゃないかなと私は考えております。

うちの地域も今度世界農業遺産に認定になるかどうかという地域に当たってまして、国内審査を通過して江戸時代から続くトンネルで水を引っ張ってきて集落の田んぼを耕している地域なんですけど、その水路を維持するのに集落全体の人たちが携わって今まで三百数十年

維持管理をしてきたんですね。今は農地・水のお金も利用しながら外部の人たちにも入ってきてもらってやっているんですが、そういうことが一番問題になるなというふうに考えています。

私が率直に感じているのは、先ほどCSAに取り組んでいるという話をしましたが、今までは地域の人たちにいろいろな協力を求めてきたんですけれども、地域にその人たちがいなくなって、ますますいなくなってきましたよね。ですから、都会にいるそういう地域を思う人たちがもっと地方に足を運べるような、そういう補助金だったり政策というのは今までほとんどなかったような気がするんですが、そういうお金の使い道ができてくれば、消費者と生産者の距離も近づくし、農村の景観や農地を維持していくことに貢献できるんじゃないかなとちょっと考えたりしています。

【小柳代表】 ちょっといいですかね。たしかその辺も書いてあったと思います。今、ふるさと納税っていうのがお金を出して支援するからそれのかわりに生産加工品をいただくという話で、実は、どういうふうに行政が使っているのか、どういう関係になっているかというのは住民には全く見えません。本来であれば、何とかポイントがつくような取組み、直接そこに行って、例えば今言った保全活動をするとか、具体的に農村と都市が結ばればもっと有効な話です。お金だけで動くんじゃなくて、お互いが双方向でどのようにできるかという、そこがさっき私が言った「川は山と海の回廊」と同じように、そういう回廊文化をつくっていくというのが大事なかなと思っています。

【中出委員長】 ありがとうございます。

ふるさと納税に関しては、今はどこでも納税してそれこそ払った税金よりも高いものもらっているという変なシステムもあり得ますけれども。この間、ほんの数日前に何かのメディアで見たんですが、納税するとその納税者の親御さんの面倒、見守りをしてくれるというサービスがつくというのがあって。これこそ本当のふるさと納税で、親の面倒を見てくれるというのはいいなと思って。私も自分が田舎にいて都会に親を置いているんですが、それは誰が見てくれているかという東京ガスにお願いしている。ガスが、マイコンメーターが動くか動かないかなんですけど。それでお願いしているんだけれども、それをふるさと納税するならば横浜市の職員が週に2回でいいから見に行ってお弁当を届けてくれるとか、それならば幾らでも税金を払いたいと思ったようなところがありまして。

要するに、補助金とか交付税とかというのも、やっぱり使い方はその地域に直接役に立って目に見える形というのは大事なことだと思いますし、それから啓発というのも、先ほど小

柳さんが言われましたけれども、新潟の人はみんな東京とかに修学旅行で子供たちが行くと、ご飯がまずくって食べられなかったって、うちの子供たちもそうだったんですけれども。それでなおかつ週5日の小学校、中学校の給食のうち多分3日はご飯で、1日がパンで1日が麺で、ご飯は全部地元の人ができるんですよ、大抵は。まあ買うんでしょうけれども、安く買うんだと思いますが。というような形で少なくともすり込みはされるんですが。だから、大都市ではそんなことができないので、そういう意味で言うと、お米とかそういう農業と比較的地方の人はそれでもまだ身近に接しているほうだと思うんですが、それでもやはり担い手というのはなかなか大変だと思うので、そういうあたりのところは、全国の7割が地方で、人口とすれば7割はいないにしても3割ぐらいかもしれないんですけれども、そこを担っている人たちがやはり戻ってこられるとか、いられるということが大事だと実に思います。

ちょっと私もお聞きしたいんですが、上三光の集落は、小学校は自分のところでお持ちではないですよ。小学校はどこに。もともとはお持ちだったんだと思いますが。

【小柳代表】 昔は、明治の初期には上三光の集落に学校があったんです。そのうち、竹俣地区と6集落のところの学校となりました。

【中出委員長】 それが昭和の合併ですか。

【小柳代表】 それが今度、平成の統廃合で無くなっていくわけですね。

効率性としてはいいですけれども、実は学校で一番大事なものは道草で、道草によって歴史・文化を学んでいくというのがあるんですけれども、今ショートカットですから、段々と結局は地域と遠くなっていく。そういうことなんですね。だから、遠くなることによって地域が消えていくという運命になるんで、だからその合理性というのともう一つ違うものをどういうふうに関立していくのかというのが大事なんだろうなと。

【中出委員長】 ありがとうございます。

上野さん、鳴子の場合には小学校っていうのは、この鳴子地区というのがまた難しく、今宮城県で2番目に大きな大崎市になってしまったので、そういう意味では鳴子地区で小学校っていうのはやはり今小柳さんが言われたように、なかなか歩いて行ける範囲内じゃなくてスクールバスとか乗らなきゃなんない状況になっているんでしょうか。

【上野理事長】 旧鳴子地区、鳴子町に関してですけれども、4つ小学校がありました。その前は鬼首地区だけでも分校が5つも6つもあったんですが、その分校は全てなくなって、私が幼いころ過ごした小学校も閉校になってしまいました。さらに、再来年ぐらいを目

標にして旧鳴子町を1小学校にしようという動きが今ありますが、旧鳴子町は宮城県内でも最大の面積を誇っておりまして、鬼首地域に関しましては既に全てが複式学級になって、全校生徒が20人程度になっています。ただ、鬼首地域から統合した小学校に通うのに、遠いところだと1時間かかります。ですから、特例措置ということで、その合併から除外されているわけなんですけど、教育的見地から言いますと、本当に集団行動ができないくらいの数になっておりますので、少人数教育の利便性をはるかに超えた状態になっているというのが現状ですよ。

【中出委員長】 ありがとうございます。

持続的な地域づくりというと、若者とか子供たちをどうするのかということがあって。その中で3つの「主体」と「土地」と「仕組み」というのは全部そういうことにかかわってくるんだと思うので、ちょっとそのあたりも今後考えていかなきゃいけないかなと思った次第です。

ほかの方、いかがでしょうか。

お願いします。

【大原委員】 綾町さんの資料の2ページ目を拝見しますと、このプロジェクトの範囲が町の境目を超えてほかの市とか村とかにもわたっているんですけども、ほかの市町村のかかわり方とか、綾町さんのお声がけでこれらの範囲もご協力するに至る中での課題とかがありましたら教えていただけたらと思います。

【河野主任主事】 ここで示しているエリア、2ページ目ですね。確かに小林市、西米良村、西都市、国富町という周辺の自治体が入っているんですけども、こちら、実はそれぞれの自治体に声がけ等はその当時からずっとやっているんですが、いかんせんここは森しかないんですね。人が住んでいるエリアではないので、しかも国有林であるためにほぼほぼノータッチといいますか、ここはほとんど関与していないという状態です。

ただ、例えばユネスコエコパーク登録に当たっても、必ず首長様の許可を得ておりますけれども、ユネスコエコパークエリアについても綾町のエリア、人が住んでいるエリアしか今のところ入っておりませんので、管轄としては綾町のみというような認識でご理解いただければよろしいかと思います。

【大原委員】 わかりました。

【中出委員長】 そういう意味では、綾町さんの例というか、この例はやはり大半が国有林もしくは公有林だということで、今全国の森林部で苦勞しているのは地域森林計画対象

民有林のほうだと思うので、その辺のところはどういう知見が得られるかと。国有林も大事ですけれども、そういう意味で言うと移行地域と書いてあるところに森林整備計画をつくられたというあたり、このあたりがどのようにそれよりも北側の部分と連動するかというようところが、これはほとんど大半が民有林だと言われていたので、ここでどんなことをやられているかというのが多分全国の自治体さんの手本になるかなとちょっと思ったんですが、ご紹介いただけますか、何かここで頑張っているっていうのを。

【河野主任主事】 この12ページですね、こちらの綾町森林整備計画。こちらは今まさにここ2年間ほどかけて見直しをして、新たにつくっている区分けになっております。特に、ちょっと注目していただきたいのは、例えば地図の中で黄色く示している部分。こちらは市街地快適環境形成機能維持増進森林という区分。ここは実は見てのとおり最初にごらんいただいた綾町の人々が住んでいるエリア、2km四方ぐらいの小さな川に囲まれたエリアを取り囲むような形の。周りは実はあまり平坦ではなくて川の外側は全部崖みたいに切り立ってまして、そこに広がっている森林を黄色く示しております。

ちょうど真ん中にイオンの森と小さく書いているかと思いますが、ここに今イオン環境財団さんと連携をして、地元の中学校校舎を建てる際に利用した材木を伐った町有林の場所があるんですけれども、その伐採した跡に照葉樹林だけではなくて、里山として生物多様性に配慮した新たな森づくりというのを今掲げておりまして、それに準じた形で、ここから見渡せるこの一面の綾町の周辺ですね、見渡せるこの黄色く示したエリアに関しては、そういう生物多様性とかユネスコエコパークの人と自然との共生を図るためのエリアとして、新しい取り組みの森づくりというものにシフトしていこうと。当然これ、民有林なので、例えば伐った後もうメンテナンスができないというところも多々出てくると思います。ところが、この黄色い部分に関しては、そういう場合が出てきた場合は必要に応じて町がそれを買い取って、町有林をそういうイオンの森と同じような森に育てて復元していくというもの。

なぜそういうことが必要かという、実は黄色く示したあたりの周辺には、宮崎県でも有名な日向夏という柑橘類の果樹園が広がっているんです。日向夏というのはひとつの株だけでは受粉できないんですね。蜂に花粉を運んでもらわないと実ができない仕組みになっていますので、そういうミツバチが非常に生活しやすい環境が森があると非常に増えていくという研究が今地元の大学との共同研究で進んでいまして、ミツバチがたくさん生活できるような森づくりとかそういう新しい形の森づくりに転換していこうというような一

つの例でこの黄色いところを紹介しましたがけれども、そういう形でそれぞれの地域ごとに分けていく計画を立てているところです。

ただ、これも綾町だけではなくて、実はこれも綾プロのおかげでもあるんですけども、綾プロの九州森林管理局や宮崎森林管理署の方々と県と日ごろから連携をとっていますので、一緒になって町の整備計画を検討してくださっています。実は綾町というひとつの自治体だけではなかなか難しい部分があり、人もかわるといのがネックでありますので、そういったことがあってもうまく回るようにする必要があります。また、ユネスコエコパークの点でも、もともと多様な主体が参画することが持続可能な地域づくりを支えるということが言われていますので、なるべくたくさんのいろいろな方々にここにかかわっていただいて、行政から、外側も一緒に巻き込んで一緒にやっていくことで、たとどこかの担当者がかわってもその整備計画とかそういったことは進むというようなそういう新たな取り組みができています。こういうことができるのも綾町が小さな町だからです。たった1町で見わたせる範囲くらいにしか人が住んでおりません。農地もこの周辺しかないです。果樹園もここにありますが、非常に小さいからこそできる、ちょっと特殊な例かもしれないですけども、そういう状況です。

【中出委員長】 ありがとうございました。

どうぞ。

【中村委員】 すみません、ちょっとついでで申しわけない。ユネスコパークに登録されて何となく林業としての綾町の役割は大分前にもう終わっていて、逆に果樹園も含めた農業が重要になったときに、ユネスコパークに登録されることによって人口の減少に歯どめがかかり新規参入者が来るとか若手の人がそこで働く場ができるとか、ツーリズム的に栄えるとか何かそういう経済的な、もしくは人的な効果というのはあったのかどうか教えてください。

【河野主任主事】 ご質問ありがとうございます。よくこの辺は聞かれるんです。ユネスコエコパーク登録後経済効果は何かあったかとか。実際のところ今のところめばしいものはありません。といいますのも、人口が減っていないのは、この現象はここ数十年単位ですとずっと続いておまして、ユネスコエコパークとか綾プロが始まる前からずっとそういう状態です。

それはなぜかと言いますと、農業にシフトした後、地元の中で自分たちが食べる分の野菜は自分たちで少なくともつくろうという、一坪菜園運動という家庭菜園からスタートして

きました。もちろん家庭菜園であれば薬は使いませんので、体にもいい。よそからわざわざ買ってきてそれを食べて病気になって医療費が増えることも避けられる。かなり昔の郷田町長の時代からその辺を徹底しておりまして、特に新規就農者についてもあいている土地とか、あとは先輩の農家の方々に1年間研修につけて。その後、2年、3年、独立するまでの間、農業支援センターというのを町が独自に持っているんですけども、そこがバックアップする。機械も貸し出します、農地等の紹介もいたします。そういったことを徹底的にやっているんですね。また、子供の、例えば教育の分野でも小学校、中学校1校ずつしかありませんので、それも非常にやりやすいと思います。農業寺子屋とかいろんな農業体験を通して地元の子供たちが当たり前のように農業がこの町の基幹産業なんだということも納得してわかります。加えて、外から来た方の移住者対策に非常に力を入れています。住居手当の充実、子供も2人目以降は保育所は無料になっておりまして、そういったコンパクトだからこその取り組みを昔から既にしております。高齢化もちろん進んでいます。進んでいますけれども、その分人が来ているということでプラスマイナスで人口が減っていない。農家の後継者も若い世代が家族ごと引っ越してきて、子育ても農業もしやすい。ゼロから始めやすいということで、全く関係のない職業の方が綾町に来て農業をされるということが非常にうまく今のところは回っているというところで、人口はそういった意味では減ってはいないですけれども。観光客数の点で見ると、宮崎はちょっと口蹄疫の関係で一旦全県単位で減少しているんですね。それが少しずつ回復しては来ているんですけども、まだそれでも当時の口蹄疫の前のに比べると少ない状態です。今も町全体で約100万人ぐらいの人が先ほどの産業の中で人が来ているというのが現状。それも年間を通してはユネスコエコパーク登録後もそんなに伸びは大きくないという状況です。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。多分、今ほど綾町の場合にはずっと今までの取り組みのご縁もあって、森林管理局とか県とかそういう言ってみれば垂直方向の連携もとれていて、その推進室がそういう意味では部門間の縦割りも少し風通しよくしているという意味では、多分新発田市なり大崎市でも本来カウンターパートナーに行政がいるはずで、その行政も新発田市も大崎市も人口10万人ぐらいおられるからそれなりにいろいろなことをやられるんでしょうけれども、もうちょっとその意味では県とか国とかいろいろな知恵を総動員してもらえるといいかなとちょっと思った次第です。もちろん、自助・共助が大事なんですけれども、それをやっぱノウハウは実は国とか県とか結構持っているんで、そういうのを上手に

引き出すのが大事で、補助金と交付金だけじゃお金だけになってしまうので、人の知恵を寄せよなというのも大事ななと思った次第です。

【瀬田委員】 先ほど委員長がおっしゃった、今日ご発表いただいた先進的な地域だけではなくて、一般の地域にも適用可能な活動のあり方というのを考えると、やっぱりこの委員会に非常に大事だと私も思っていますし、国としてそういうことを考えるというのが本来重要だと思っているということを前提に、上三光の小柳さんにお伺いしたいんですけども、この活動はGISの活用以外も含めて、頑張れば——相当頑張らないといけないと思うんですけども、ほかの地域でもできることが多いのかなと。電気柵の設置ですとか農地の共同管理とかですね。当然ハードルは高いんですけども、ほかと競争関係にあるものはそれほど実は多くはないかもしれないなと思ったんですが、この上三光の地域の活動を周りの地域がどれくらい知っているか。周りの地域がもし知っているとしたら、じゃあうちらも同じようにやってみようとか、そういう動きがあるのかないのか。その辺を少しお伺いしたいんですけども。

【中出委員長】 お願いします。

【小柳代表】 実は、学区が昔は竹俣学区で、そのもっと小さい単位、保育所があった単位が上三光を含めて三光といって上楠川、下三光、上三光なんですね。昔は緩やかに連携していたんですね、地域資源を共有しているときは。やがてどんどん多様化するようになると、お互い地域資源の共有性がどんどんなくなって、集落格差が生まれてくるんです。やっぱりリーダーのいるところ、いないところとか、合意形成をとりやすいところ、とりにくいところとかあって、僕らのところはやればやるだけだんだん元気になっていくわけですけども、隣の人たちは一緒になると何かされるんじゃないとか、そっちが得するんじゃないとか、企業合併じゃないですけども非常にうがった考えもあります。結局同じように農地・水の取り組みをしているわけですけども、僕らは集落全体でやっているけれども、別の集落は何人が関わる人しかしていないとかありますね。

なぜそういうことが起きるかという、一番なのは情報格差でもあるんですね。私どもの集落は、例えば農協理事もいたり土地改良区の理事もいたり、僕もNPOなんかで活動したりなんかしていますから、必然的にやっぱり情報って入ってくるんですよ。ところが、情報が全くない集落は、高齢化していくと手出しができなくて。もともと農村というのは為政者と地主が一緒ですから、農地解放までは。誰かが何とかしてくれたところなんです。ところが、農地解放以来みんな小作が地主になったんですが、地主で力のあった人たちからいなく

なったり、どこか学校へ行ったり海外へ行ったりなんかしています。結局、みんな横並びなんです。リーダーが不在だとなかなか合意形成が難しくなってくる。だから、リーダーがいなくてもお互い一緒にやるためには、こういう良い制度があるから何とかしようとか、何とかするためにはアドバイザーとかコーディネーターとかが必要なのではと。行政についても、さまざまありますけれども、行政の窓口もこういう制度があるらしいけどって尋ねてみて、初めて、あ・・・そういえばこんな補助金来てるよという話で、要するに全く知らないんですよ。だから、頑張っている地域はそういう情報をどんどん集めますし、大学とも連携したりさまざまな活動をするんですけども、そうじゃないところはなかなか動きが鈍いんですね。

僕が昔、農村経営アドバイザーで行っていた長岡の小国という、旧小国なんですけれども、そこに農業法人が幾つかあるんですが、その中で一番米を高く売っていたのが森光という集落で、なぜ森光が違うんだといったらやっぱり情報集積が高いんですね。新大がかかわったときも森光がいち早く新大を捕まえて一緒にコラボしたりなんかしているんですけども、そういう取り組みの違いなんですね。

だから、いろいろな事例をつくって、それはやっぱりカスタマイズしながら伝えていかないといけないんですね。いきなりパッとと言ってもなかなかレベル・ラベルが違うんで、本当に農村というのは集落といっても一括りに集落じゃないんです。歴史も文化も全く違うんです。だから、昔はよくあったんです、子供のころに。川一本挟むと隣とこっちは敵味方で、大体石投げをして喧嘩をしたもんです。水利権と何かがあったり、集落形成が違うので、その集落の形成のあり方というのを見ながら、そこにおけるキーマンとか何かを見極めることが必要なんです。よくある話ですが、集会所に行ってその酒の本数を見るとその集落がうまくいっているかうまくいっていないかがすぐわかるという話もあるわけで、集落はやはり飲み会イコールコミュニケーションみたいなところがあるので、集落そのものが違うか、そこをどうやって見ていくかということが大切で、集落を見れる人たちがだんだんいなくなってきた。行政もそういう人が多くなってきたんで。だから、やっぱり集落を知っているコーディネーターする人が必要なのかなという気がします。

【瀬田委員】 ありがとうございました。

【中出委員長】 よろしいですか。

 お願いします。

【飯島委員】 1点目は行政の役割につきまして、特にこの委員会は、国土利用計画、市

町村計画を対象としていますけれども、そういう意味での行政の役割はあるのか。特に、鳴子で産業としてなさっている、行政の支援は受けていないという中で、行政の役割として何か期待されることがあるのか、お伺いしたく存じます。

2点目は、当事者間のルールにつきまして、まず、綾町は5者で協定を締結しているということですが、この中の私的な組織の「てるはの森の会」、日本自然保護協会を介して、特に地域住民の意見が反映されることになっているのでしょうか。また、上三光と鳴子につきまして、関わっている方の中でも実際に活動されている方とそうでない方がいらっしゃると思いますが、実働と費用負担といった役割分担がなされているのか。どういう役割を果たすのかについてどのようにルール設定をされているのか、お伺いしたく存じます。

あと、上三光は任意団体だということですが、法人格がないことで何らかの支障がないかどうかということもお伺いできればありがたく存じます。よろしく願いいたします。

【中出委員長】 じゃあ、順番に、上野さん、お願いします。

【上野理事長】 私たちと行政とのかかわりをお話しますと、発足当時はまだ合併前の旧鳴子町の農政担当の者がこのプロジェクトの立ち上げに非常に深くかかわっていただきまして、補助金も一部獲得してもらいながら、立ち上げの準備には大きくかかわっていただきました。世の中の流れというか、補助金があって補助金頼り、担当行政の担当者がやる気のある人間がいたときは組織は活発に動くけれどもというのが恒例だと言ってもいいくらいだと思うんですけども、私たちは基本的な足場を行政につくってもらった段階で、やっぱりいつまでもおんぶにだっこでは絶対自立できないという思いを最初から固めておりまして、自分たちのものは自分たちで稼ぐ、できるだけ補助金には頼らない活動をしていこうということで活動しております。いまだに行政、農協とうまくやっていないというわけではなくて、いろいろな面で連携はしております。農協さんともいろいろな面で業務提携もしておりますし、農協さんの口座を使ったりということで、お互いに持ち合わせないところを補完しながらやっていこうということで、協力しながらやっております。

ただ、全く補助金を使わないというわけではなくて、私たちは一般的な行政からの補助金という意味合いではなくて、常にやっぱり新しいことを考えていかないと組織が維持できないという思いがありまして、自分たちの力で何をしたいか、何をやりたいか、毎年必ず新しいことをやっていこうという思いで活動しております、そこに必要な補助金は自分たちで見つけ出して、農水省でやっていたり民間の団体に募集していたりというところに直接応募をして、自分たちで補助金をゲットしてくるという形で補助金は使っております。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。河野さんにお話いただく前に確認ですけども、旧鳴子町は大崎市になったときに一応鳴子町に支所というのはあって、そこが大体旧鳴子町の対応をしてくれると考えていいのでしょうか。

【上野理事長】 はい。鳴子総合支所というのがありまして、あるんですけども、ほぼ役場の機能は本庁に行ってしまうて。

【中出委員長】 あ、やっぱり本庁に頼まないと。

【上野理事長】 住民票をとったりすることはできるんですけども、いろいろな行政の直接的な交渉だったりというのはほぼできないという状況になっています。

【中出委員長】 合併のときにもともと本庁のあったところはいいですけども、支所になったところは結局本庁のほうじゃないと知恵が出てこないというような問題があって、行政との距離がますます遠くなったということをよくお聞きするものですから。

【上野理事長】 それが現実だと思えますね。

【中出委員長】 じゃあすみません、河野さん、お待たせしました。今度逆の立場で、地域住民との合意形成をどうしているのかという話ですね。情報開示もそうかもしれないんですけども。

【河野主任主事】 そうですね。実はこの綾プロもスタートして12年たっているんですけども、私も引き継いでいる身なので、当時のことは知らないのです。過去の記録を見ると、やはり最初は全然町民の、地元住民の意識や理解というのはなかなかできていなかったみたいです。それを解決するために、それこそ民の代表として「てるはの森の会」に入ってもらっていますけれども、こちらが例えば照葉樹林を案内するガイドボランティアの事業を行ったりとか、あとは町民の意見を集めて、それを形にする地元地域のワーキングを立ち上げて。そこで例えばいろいろな話が出た中で各綾町内の地域の中の宝物を見つけることを、地元のそういう意識の高い地区の方に協力してもらって地図をつくって、地元の方がその場所を案内するとかそういったことをやるようにはなって、少しずつですけども、浸透はしていています。

綾町内には22の自治公民館が存在しておりまして、全くほかの地域とは真逆かもしれないんですけども、行政からそれぞれ22の自治公民館に確実に全て情報が伝わるような仕組みができ上がっているんですね。これはかれこれ40年以上前からあるんですけども、それがいまだに続いておりまして、そこを通して毎年集まる自治公民館の大会とかそういうところで綾プロの紹介の場をちょっと設けていただいて、毎年必ず最低でも一、二

回ぐらいはそういう活動の報告ということを対応していただいていますので、ちょっと遠い存在ではあったんですけども、ユネスコエコパークになったこともあって、少しずつ森づくりというのが地元の皆さんにもちょっと浸透してきたかなということは感覚としてはありますね。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

最後、小柳さん、2つほど質問がありましたけれども。

【小柳代表】 任意団体は、確かに法人格がないですから社会的には非常に弱いんですけども、ただ集落の名前がついて集落の任意団体であれば行政はそれに対してちゃんとした活動組織ですのできちんと応えてくれるという利点はあります。

ただ、集落を超えて緩やかにほかと連携して協定して様々（な活動を）やっていこうとすると、集落の中で合意形成がとれているので、何でおまえらそういう余計なことをしなきゃいけないんだという話に必ずなりますから、そういうやっぱり集落の枠っていうのはあるんですね。NPO法人の方がもっとそういう意味では動きやすいと思います。

ただ、交付金だけではやっていけないし、いろいろな問題をやろうと思うと、そういう集落という枠だけではできない問題が出てきます。今も耕作放棄地を解消してソバをやっていますが、それもその組織の中で有志でやっています。それが拡大してくると、独立して何とか組合みたいにして、上三光清流の会がホールディングスみたいになって緩やかに連携していかないとまずいのかなということにもなります。人や金、組織等いろいろ絡むことも多いでしょうが、自分たちの地域の安心・安全というためにも、中山間地域で例えば農業法人にするとなれば農業土木と一緒にやっていくとか、もう少し稼ぐことも考えていかなきゃいけないと思います。いかにして稼げるかということもどこかで考えていかないと（集落で持続して行くのは）なかなか大変ではあると思います。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。

約束した時間をちょっと過ぎていて、最後どうしてもこれ聞いとかと帰れないという質問がありましたらお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そういたしましたら、今日どちらかというところと農村、あるいは農村と森林のところの事例を3事例ご紹介いただいて、その部分についての今後どうしていくかということについて、「主体」と「土地」と「仕組み」を念頭にご議論いただきました。またちょっと事務局のほうである意味あっち行ったりこっち行ったりの議論にもなっている部分もありますが、おまとめいただいて、次回にもうちょっと違うフェーズの話を進めさせていただければと思

っております。

時間も参りましたので、今日の部会につきましては私の司会はここで終わらせていただきます。事務局にお返ししますので、よろしくお願いします。

【課長補佐】 長時間にわたり、熱心なご議論どうもありがとうございました。

それでは、事務局から2点お知らせさせていただきます。まず一つ、次回の国土管理専門委員会については、2月16日金曜日、同じ時間14時から16時半、2時間半ということで予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、本日お配りしました資料につきましては、お席にそのまま置いていただければ、後ほど事務局から郵送させていただきます。

事務局からは以上でございます。

本日は、どうもありがとうございました。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

— 了 —